

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成29年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成29年3月9日

9時28分開議

於 議 場

日程第1	議案第2号	平成29年度那智勝浦町一般会計予算……………	125
日程第2	議案第3号	平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算……………	161
日程第3	議案第4号	平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算……………	170
日程第4	議案第5号	平成29年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計予 算……………	172
日程第5	議案第6号	平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算……………	174
日程第6	議案第7号	平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算……………	175
日程第7	議案第8号	平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算……………	176
日程第8	議案第9号	平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算……………	178
日程第9	議案第10号	平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算……………	186
日程第10	議案第11号	平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事 業費特別会計予算……………	188
日程第11	議案第12号	平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予 算……………	190

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	5 番	石 橋 徹 央
6 番	金 嶋 弘 幸	7 番	曾 根 和 仁
8 番	引 地 稔 治	9 番	亀 井 二三男
10 番	津 本 ・ 光	11 番	森 本 隆 夫
12 番	東 信 介		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4 番	中 岩 和 子	欠席
-----	---------	----

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	峯 幸 生
参 事 (総務課長)	城 本 和 男	教 育 次 長	下 康 之
会 計 管 理 者	田 代 雅 伸	病 院 事 務 長	喜 田 直
税 務 課 長	久 葛 章 功	住 民 課 長	矢 熊 義 人
福 祉 課 長	塩 崎 圭 祐	観 光 産 業 課 長	在 仲 靖 二
建 設 課 長	橋 本 典 幸	水 道 課 長	関 正 行

総務課主幹 土井和樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 青木徳之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

〔7番曾根和仁議長席に着く〕

○副議長（曾根和仁君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第2号 平成29年度那智勝浦町一般会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第1、議案第2号平成29年度那智勝浦町一般会計予算を、昨日に引き続き議題とします。

質疑に入る前に、質疑の方法についてお諮りします。

お手元に配付しております一般会計予算質疑要領のとおり、歳入は全般とし、歳出は款1議会費から款3民生費まで、款4衛生費から款6商工費まで、款7土木費から款13予備費までに分けて行い、最後に歳入歳出合わせた総括質疑を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑の方法は質疑要領のとおりとします。

まず、歳入の款1町税15ページから款21町債48ページまでと、1ページから14ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 15ページなんですけども、その固定資産税と、その下に国有資産と所在市町村交付金及び納付金、この2つの項目があるんですけども、固定資産税の中でことしの1月1日現在の状況でかけるわけなんですけども、その土地の部分で教えてほしいというか確認したいというか。

この間、太地町の山中2号線の議題があったんですけども、その中で、この土地の中で那智勝浦町部分、下里地内に入るんですけども、そのトンネルの右側のほうに造成した土地がある、前にも一遍聞いたことあるんですけども、造成した土地があるんです。それで、聞いてみたら太地町の土地開発公社が所有ということで、あそこは分譲して販売して利益を得ている土地開発公社なんですけど。

そこのその埋め立てした土地がこの宅地として課税されているのか、どういうふうに固定資産税の中でどうなっているのか、その点を確認したいんですけども。あの土地自体は太地町域と那智勝浦町域の両方あると思うんですけども、そのうちの那智勝浦町域、下里地内になっているところはどうなっているのか確認したいと思います。

そして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、その中で椰、今太地町の所有になってると思うんですけども、ここについては、その土地から建物からあの辺全部、固定資産税はどう

なっているのか、その対象になるのかならんのか、教えていただきたいと思います。

○副議長（曾根和仁君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 税の関係はいろいろとややこしいところもありますんで、個々具体例についてはお話しできません。一般論としてお話しさせていただきます。

まず最初に、土地開発公社の関係なんですけども、地方税法の348条の中で固定資産税の非課税の範囲というのがございます。そこで、2項の2号の中に土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産税で政令で定めるものは非課税ということになっています。そして、政令はどうかと言いますと、その政令の中で非課税の対象外は土地開発公社が設置する駐車施設の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付ける土地以外のものは非課税ですけども、今申しあげました貸し付けているとか駐車施設の用に供しているやつは課税されるということになってきます。

そしてもう一つ、国有資産等所在市町村交付金というところの中に、いろいろ国、地方自治体が貸し付けているものについては国有資産等所在市町村の交付金ということで予算の中に入ってるんですけども、貸し付けていけば交付金の対象になるということなんですけども、貸し付けている場合であっても、それは国有資産等所在市町村交付金法の2条の2項の中に、一応貸し付けているものであっても2号の各号に規定されたものは市町村交付金の対象にならないということになってございます。2項の7号で福祉施設等が含まれることになってございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、その所有しているところ自体が有償以外で所有している場合は、有償以外で貸し付けとかしていない場合は非課税扱いになるということなんです、その土地の部分です。ただ、ああいう造成してすぐにでも使えるような宅地並みの埋め立てした土地ですけど、そういう場合でも課税はできないということで理解してよろしいんですね、その点。

そして、この椰のほうですけど、そういうことで福祉施設で非課税ってなるのはわかるんです。ただ、建物全体が福祉施設として利用しているのか、一部だけか。それで、あの土地自体広い土地ありますんで、どういう対象になるのか。それで、その裏に共同住宅もありますよね、宿舎になってたところ。あそこも聞いてたら、鯨の関係で警察とかそういう方の宿舎として利用しているというようなことも聞くんですけど、これは私聞いただけであって確認してないんですけど。そういう場合でも非課税に、あそこらはもう太地の町内になるんですか、全部、あの土地。椰から後ろのあのところまで。

那智勝浦町内に入ってるんだったらそういう検討はされているのか、もう太地町内だったらこれは関係ないんで。その点、確認だけお願いします。

○副議長（曾根和仁君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 公社の関係は、対象外の部分は先ほど申し上げたとおりです。

あとの部分の御質問に対しては、公共団体が持っている土地については348条の2号の1項に当たります。

あと、貸し付けの関係につきましては、国有資産等所在市町村交付金法の2条1項ということになってきます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 説明、ようわからんのですけど。最後の言った、あれはもう対象にならないと判断したということでもいいんですね。

○副議長（曾根和仁君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 済みません、国有資産等所在市町村交付金法2条1項1号、当該固定資産を有する国または地方公共団体以外の者が使用している固定資産、いわゆる貸付資産なんですけども、そういう場合であれば交付金の対象になってきます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

41ページの財産収入のところでは財産貸付収入というのがあるんですが、1,462万円ですか。その場合にお聞きしたいんですが、町有地の場合、貸し付ける場合には一般公募とかはされるんですか、しないんですか。貸し付ける場合、土地がある、ここにこういう土地がある、幾つかの町有地については時々新聞で見ますので、ここ公募してますよということで見んですが、そういう貸し付けにできる部分については一般公募はしないんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財産貸付収入に対するお尋ねでございます。

財産貸付収入の1,462万円のうち、総務課の関係につきましては、このうちの1,353万9,000円の財産がございます。

そして、貸し付けにつきましては駐車場用地とか県営住宅用地とか、木戸浦の駐車場の使用料とかそういうものを見込んでおります。そして、今お尋ねがありました公募の関係でございますけども、需要があれば当然公募させていただきたいと思っております。今のところ、駐車場につきましては近隣の方から申し入れされてお借りしているということで、大きな土地があって、それを貸し出すとかということで、需要があるという状況であれば当然公募させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 実はちょっと前から気にはなってたんですが、この間総務課のほうで町有地財産の貸付料の請求というので見せていただきましたが、これは越瀬のところにある石油

会社に貸し付けている部分です。これ、このあれでは雑種地となっているんですが、石油会社販売所に貸し付けている分ですが、湯川932-48です。これ、当初の土地の名目というんですか、地目というんですか、それはどういう扱いだったかわかりませんか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 湯川の越瀬のことかと思います。給油所の用地ということで、地目につきましては雑種地の扱いとなっております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 現在はそれでいいんですが、以前に、ここを紹介している一番最初から雑種地ですか。お聞きしたいんです。場所は、越之湯の裏側の割といいところなんで、環境的にもいいところだし宅地でも使おうと思ったら使えるんですが、そこらは最初から雑種地となっているのでしょうか、そこだけ。一番最初。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 一番最初という定義がわかりづらいんですが、あの状態にありますと雑種地、固定資産の評価なんかから見ても雑種地の扱いということになるかと思えます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） なるべくまとめて質問、いいですか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしますと、これは貸し付ける場合かなり広い場所なので、こういった場合は一般的な公募で貸し付けるということはしてないんですか。そこだけ最後確認をしたいと思うんです。ああいう大きな場所のときに貸し付ける場合には、一般で公募をするということはしないんですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 当時のお話でございますけども、特に貸し付けについて公募はしておりません。ただ、あそこ、道路関係の飯場というんですか、工事に携わる人の宿舍みたいな形であの辺を使ったこともございますし、その都度、要望があれば、それが貸し付けにかなうものであれば、そういうふうな形で貸し付けをさせていただいております。

この場合は、給油所にした場合のときには特に公募等はしてございません。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 45ページなんですけど、雑入、上から7行目の見込み計上しているリサイクル用金属等売却430万円の見積もりというんか予測でやっていますけど、これ前も一度話があったと思うんですけど、ここのところのリサイクルの料金かなり下がってきてあるということ前で前も話あって、この前は決算のときかな、今回も予算で、入札の仕方です、きちっとやって

おられるのかどうかというのを伺います。どういうふうな方法でやっておられるか、どういうふうな業者でやっておられるか、伺います。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） お答えします。

リサイクルの貴金属の販売ということで、どういうふうな入札をしているかということで、現在は町内に2社廃棄物の業者がございまして、その2社で町内業者で入札、都度都度のたまってきたときに入札してございます。

だんだん単価も下がってきている状況なんですけれども、28年度に入りまして若干上昇きみということで、そういうことも加味させていただいて予算計上させていただいております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 今、入札のやり方、どういうふうなやり方をしているかというのを聞いて、業者の町内2社というのは伺いましたんです、今お答えがあったんですけど。僕が聞いたのは、下の応接室で話をしながらやるみたいな話も聞いたんで、きちっとした形のやり方をするかというのを伺いましたんです。どういうふうな方法で、2社でやるにしても。

あと、こういう町内業者だけでなく、やはり町の財産であればほかの業者も入れる気持ちはないのかどうか、それももう一回確認させていただきまます。そこら辺もお願いします。方法です、やり方と。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 入札の方法ということで、それは通常の入札方法で入札していると考えております。

町内業者2社以外は考えてないかということなんですけども、現在は町内2社で町内業者優先ということで考えております。今後、もし1社とかそういうふうになればまた違う方法も考えられると思いますけれども、現在は2社で入札させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） いや、そのどういうふうな状況というのは、部屋はちゃんとした2階とかで行っておるかとかあるんですけど。下で話し合いで終わるのかどうか。その辺、そういうふうな話を聞いてますので、きちっとした形で入札はやっていかないとあかんの違うかなと思って。業者数もふやしていくべきじゃないかというのも考えて、僕からは思うんですけど、それを考えたらどうですか。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 入札の方法なんですけども、厳正に入札していると考えております。

現在は町内業者2社でやっていくということで考えております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑なしと認め、歳入全般について質疑を一時中止します。

次に、歳出の款1 議会費49ページから款3 民生費90ページまでと、1 ページから14ページまでの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

6 番金嶋君。

○6 番（金嶋弘幸君） 1 つお尋ねします。

58ページの企画費のほうなんですけども、このホストシティ・タウン、トルコ共和国レスリング合宿負担金、これで町から100万円の負担をしているんですけども、なぜ町が負担する必要があるのか、必要性。その辺を詳しく説明お願いします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お尋ねのホストシティ・タウン、トルコ共和国レスリング合宿の負担金100万円でございます。

これにつきましては、和歌山県、トルコとのスポーツ、レスリングとの交流を通じまして、東京オリンピックのときにおけるトルコレスリングのナショナルチームの事前合宿地として適性をアピールし、事前合宿の誘致につながるというもので、ことしの8月7日から14日まで体育文化会館のほうで紀の国わかやま、トルコ共和国レスリング合同合宿というのが行われます。このことに係る、事業主体は県になるんですが、町の負担金、町の協力金というふうな形で町の負担金を100万円計上させていただいております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6 番金嶋君。

○6 番（金嶋弘幸君） そうしますと、またそのオリンピックまで毎年負担してやっていかれるわけですか。県のほうもそういう指導なんですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 毎年この事業をやっていくかということなんですけども、県からのこの資料をいただいておりますけども、そこまでの記載はございません。今回、このような合同合宿を行って誘致を図っていくということでございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 3 番下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 済みません、55ページです。

55ページの出張所費ですけども、その中で修繕料40万円、この関係ですけども、これどういう修繕料か教えていただきたいと思います。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 修繕料に対する問い合わせでございます。

修繕料40万円につきましては、宇久井出張所で施設修繕で30万円、これは水回りと掲示板の関係です。それと、太田出張所で10万円、出張所の施設修繕ということで10万円の計上をさせていただいております。実際にはほかの修繕もあろうかと思っておりますので、この中で調整してさ

せていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この前、2月23日に出火しましたよね、出張所で。その新聞記事だけなんですけど、見たら天井から出火したというようなことで、漏電か何かあったのかなというふう
に思ってるんですけども。あそこの施設、大変古いですよ。あそこへ行ってみたときに、奥
に部屋があって、部屋も雨戸も戸も開かないような状態で、大変ほかの出張所と比べたら古い
わけです。

そういうことで、老朽化による漏電とかそういうことでの出火じゃないかと思うんですけど
も、総務課長に聞いてもあれなんで町長に、このままあの出張所はこの状態で、修繕しただけ
でいくのかどうか。その点、お答え願いたいと思います。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先に私のほうからお答えさせていただきます。

2月23日ですか、ぼやによる騒ぎがあったこと、大変御迷惑をおかけしてございます。これ
につきましても、電源の配線されている1回線につきまして漏電の処理がされてなかったとい
うことで、漏電による出火ということで考えてございます。もう既に修繕は行ってございま
す。

今後の出張所のあり方なんですけども、できるだけ改修をして、コストのかからないような
形で持っていかなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

以前から宇久井も検討してたんですけども、いろいろな予算の関係もございまして、今言っ
たような形で対応して進めていこうかなというのが考え方でございます。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、一部修繕しながらこのまま使っていくということで、あの建物
自体は改築とかそういうことは考えていないということよろしいんですか。その点。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 現状でできる限りもたせればと考えております。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 3点、質問させていただきます。

61ページの総務管理費の中の委託料で、町営バスの運行業務委託、予約タクシー、これが減
額になっているんですが、一般的に聞かれる声は使い勝手が悪いということで、前にもこのこ
とについてはコミュニティバス等の配置をお願いしたところですが、これ、こんなふう
に減額をしてしまうと、逆に僕はもう利用は控えてくださいということになるのではないかなとい

う気はするんです。

だから、初めての企画でしょう、これ。初めてやって、その上で利用度が悪いのであれば、きちんと啓蒙させて、区のほうにも働きかけて、むしろ増額して安心して使ってくださいという呼びかけをしていくのが僕は買い物難民や医療難民をなくしていく上では一番大事なことだと思うんです。それを予算削ってしまったら、ああ使うなということやなということに逆になりはしないかということで一つ懸念があります。そこらで検討していただけるものならば、今後の形で補正予算等組むなりして考えていただきたい、これが1点です。

2つ目ですが、ページ73になりますか、社会福祉費のところで負担金、補助及び交付金のところで、町の社会福祉協議会補助金ということで2,398万円出てます。補助を出す予算は必要だと思うんですが、その中でこの明細を見たときに気になることがあるんです。

割と、こういう補助をしている場合には一定のことは詳しく書かれてるんですが、今回、これの場合には人件費のところで職員助成で人件費4名、職員4名、これで所要額計だけがぽんと出てるんです。ほかのところやったら、大体1人につき職員何ぼ掛ける何人、何カ月分とこう出ます。ところが、これも一括して出てるんで詳細がわからない。町職員との整合性との問題でやられてるんだったら僕はいいと思うんです。基本的には、私は給料は少しでも上げてあげるほうがいいという基本的な考えです。

けども、一緒の職員さんとかいろんなところで働いている人との整合性の問題がありますんで、これだと一般的にはわからない、もう漠然と大きな金だけがぽんと出てきてあるということで、丁寧な説明が必要じゃないかというふうに思います。それが2点目です。

それから、3点目ですが、前にもこれ一般質問のときにも私言ったんですが、委託料というのが結構気になるんです。ページが80ページ、これも社会福祉関係なんですが、委託料の一番最初、3,723万4,000円の方がいるんですが、障害者計画及び障害者福祉計画策定支援業務委託、その計画を策定するのに540万円、こういう委託料が必要なのか、そこをしなければ計画が策定できないものなのか、それが少し気になります。

といいますのは、こういう予定、計画を立てる場合は現場の職員が一番よく知ってるわけで、そしたら現場の職員が来年度、再来年度どういう計画を立てるかということ、これは進めていく上でやりますよね、当然。それを一つ一つ、全部業務委託してこの多額の金を払っていたら、僕はそれは逆効果だと思うんです。その分はもっとほかに使う道が出てくるんじゃないかなと思うんですが、そこらあたりで使い方の問題で委託料の問題でお聞きしたい。この3点です。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 61ページの町営バス、予約タクシー運行业務についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、昨年度は64万8,000円の予算を計上しておりましたが、実績が少ないということで16万2,000円の実績に合わせた予算とさせていただきます。これでもま

だ、昨年の利用なんですけれども、当初27年度のときは4件、それから28年度については1件しか御利用をいただいております。どんどん御利用をいただきたいんですが、なかなか御利用をいただけていない状況であります。

議員御指摘のとおり、引き続きこういう制度、こういう予約タクシーの事業をやってますということを地元の方にお知らせをさせていただきたいと思います。そしてまた、もしそういう御利用があれば、また実績に合わせて補正予算のほうを考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） まず最初に、73ページの社会福祉費、負担金、補助及び交付金の中の町社会福祉協議会補助金の関係の御質問でございます。

こちらの中で別に資料として添付いたしてございます社会福祉協議会の補助に関する明細でございます。その中で職員助成ということで、補助金内訳として町のほうから2,000万円という形で補助いたしております。その中の明細ということで御質問でございました。

ここの個別の職員の明細ということでの資料は社会福祉協議会のほうには求めてはございません。ただ、それは私どものほうで提出を求めた場合は当然出していただいております。ただ、こちらのほうに提示はしてございません。

まず、取り決め事項の中で社会福祉協議会の中に対する人件費の補助につきましては、一応人件費の4名の人件費に係る方の80%ということで取り決め事項として決めてございます。4名分の80%ということで、当然昇給もございまして、その関係があるんですが、その中についての80%ということで取り決めてやっております。

続きまして、あと80ページのお問い合わせの件でございます。

80ページ、障害者福祉費、節区分13委託料の中で障害者計画等の委託ということでございます。

そちらにつきましては、今回障害者基本法第11条第3項の規定に基づくところによります障害者計画、それと並びに障害者総合支援法第80条に基づくところの障害者福祉計画、こちら両計画を一緒に策定することといたしてございます。

こちらにつきましては、現在、近年障害者に対する支援の拡充、改正等によりまして、かなり改正が進められております。そのことによりまして、障害のある方の自立支援、社会参加ということが総合的に進められているところでございます。

このような大きな動きの中で、当然ながら財政的な規模という形ですごく伸びてございます。この予算書の中でも確認できるんですが、費用的な部分というのがかなり出ております。それは政策としてやっておること当然のことでございますが、ただ本来のサービスの見込み料、どれだけの方が必要とされており、どれだけの方がこのことを使っているというようなことの統計的なもの、計画がきちっと把握できてございません。それにつきましては、私ども町の職員で今まで計画を策定してきたわけですが、その部分についてきちっと把握することができないということで、今回プロと申しますか専門家のほうで一部お願いして、その適正なサー

ビス量等を把握したいということ、そのことの必要性に鑑みまして専門的な見地の要素を取り入れるということで、今回初めて予算化させていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 1点目の予約タクシーの件ですが、ぜひ宣伝方法、活用方法、そういうことを考えて、やっぱり使いやすい、利用しやすい、そういうコミュニティーバスに匹敵はできないですけども、そういう形で使えるようにぜひ御検討をお願いしていただきたい。これは特に過疎的な地域になってきますと大変な問題になってきますので、ぜひそういう方法を考えていただきたい。

それから、2点目の人件費の職員の助成の問題ですが、これ提出を求めないというふうに言われてるんですが、やはり補助を出す以上はほかの団体と同じように全て平等に扱うというか公平に扱うというんですか、そこはきちんと提出をしていただくべきじゃないかなというふうに思います。

そうすれば、ここに会長報酬のほうは何ぼってはっきりわかってますけども、ほかの4人の職員については具体的にわからないので、ほんで年齢もわかりません、私らのほうでは。それを一括でぼんとやられるとどういうふうに判断していいかわかりませんので、ぜひ今後は他の補助と同じように、出しているところと同じように提出を求めていただきたいというふうに思います。

それから、計画の委託料については今回初めてということなので、今回それを参考にさせていただいて、より有効に活用できるように使っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町営バスの予約タクシーの制度につきましては、議員さんおっしゃられますように、今後広報等もさせていただきまして皆さんに知っていただき、御利用いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 社会福祉協議会に関する人件費の件でございます。

こちらのほうには提出してございませんが、私ども福祉課といたしましては職員の給料は把握してございます。今後、こちらのほうの資料の中にとということで、その辺は一度検討させていただきたいと思っております。

あと、障害者福祉計画等につきましては大きな御予算頂戴しております。適正な計画をつくるよう、一生懸命努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 聞き漏らしのところが多いので、済みませんがもう一度お願いしたいと

思います。

58ページの負担金、補助及び交付金の中の地域活性化対策事業補助金、これ300万円と、その下のクリーンセンター地域振興費が1,000万円と、これ津波避難タワーとかそういう説明やったと思うんですけど、済みません、聞き漏らしたんでもう一度説明をお願いします。

その次の60ページの委託費の中の地籍調査の測量業務委託3,000万円ですか、これ緑のところを確定して青のところを調査するって、小さいところなんやけどこのぐらいの金額がかかるんか、その内訳を教えてくださいのと、75ページのこれも聞き漏らしなんですけど、高齢者居宅改修補助金の1件の割合と上限とかその辺と、それに関連してなんですけど、その次のページなんですけど、徘徊高齢者の情報のやつと老人の日常生活用具のこの辺、割合と上限と。

その下の人権啓発費の中の特別旅費で、これ3団体が一緒に行かれるということだそうなんですけど、何名ぐらい行かれて、これは多分団体別やったら何年に一回とかというローテーションがあったと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

福祉健康センター費の臨時雇賃金、これ何名か聞き忘れたんで、その辺をお願いします。

○副議長（曾根和仁君） 東議員、最後の質問、何ページ、福祉健康センター。

○12番（東 信介君） 83ページです。

○副議長（曾根和仁君） 83。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 地域活性化対策事業補助金、町の補助金に対するお尋ねでございます。

まず、2地区から集会所の改修の要望がありまして、300万円を計上させていただいております。そしてまた、同じく地域活性化対策事業補助金ではございますが、クリーンセンターの地域振興費として、期限協定の協定に係るものといたしまして1,000万円、これにつきましては天満区民会館の改修費の補助ということでお願いをしております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの60ページ、委託料3,029万8,000円のうちの地籍調査測量業務委託3,000万円につきましては、添付資料で説明させていただきましたとおり、29年度につきましては2カ所の0.41キロ平方メートルの面積を調査いたしますので、地積測量業務委託として3,000万円必要でございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず最初に、75ページ、高齢者居宅改修補助金の関係で、節区分19負担金、補助及び交付金の中の説明欄、高齢者居宅改修補助金の関係でございます。

こちらにつきましては、介護に必要なお年寄りの日常生活の利便の向上を図るため、住宅を改修する方に介護保険の対象経費を除く部分を補助するものでございます。こちら、介護保険の場合20万円が限度となりますが、それを越えた部分について低所得の方で要件を満たす方につきましては、それを越えた部分について一部補助するものでございます。

それから、続きまして76ページの説明欄記載、徘徊高齢者情報装置購入補助でございます。

こちらにつきましては、徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している家族が、徘徊した認知症の老人を早期に発見するために位置情報装置を購入した場合、1万円を限度といたしまして補助するものでございます。一応、3台分を計上させていただいております。

続きまして、人権啓発費の関係でございます。

節区分9旅費のところでの視察の関係でございますが、今回、2年に1度、県外の研修を人権関連3団体で実施しているところでございます。そちらについて、今年度、2年に1度の実施の年ということで当たらせていただいております。費用につきましては、人尊委員さん7名、それから職員4名という形で110万円を計上させていただいております。

現在、人権関連3団体でございます。私ども人権尊重推進委員会、それから町民センター運営委員会、それと須崎子ども会、この3団体でございますが、以前こちらそれぞれが団体別々に視察を実施していたところでございますが、これを23年度から隔年で実施、それから25年度から三連で合同で実施ということでやってきてございます。このような関係で御理解いただきたいというふうに考えてございます。

また、予算につきましては適正な運用を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、83ページでございます。

こちらの福祉健康センターの関係、臨時職員でございますが、こちら1名計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 聞いたことに対して答弁漏れがあったんですけど。

まず地籍なんですけど、小さくてもこのくらいで、大体これ平米幾らとかという地籍の単価の決め方というのがあるんですか。

それが1点と、介護保険の届かないところ、低所得の人とかという規定があるんやけどという説明なんですけど、これ上限とか、例えば20万円以上、30万円になったら、10万円丸々出るんとか、その辺もうちょっと詳しく教えていただきたいのと、徘徊高齢者情報の装置も、これ1万円までということなんですけど、例えば1万1,000円でも1万円なのか、その割合とかというのはないのか。済みませんが、その辺をお願いします。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 恐れ入ります。資料を持ち合わせていませんので、今調べていますので、後で報告させていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 75ページ、負担金、補助及び交付金、高齢者居宅改修補助金の関係で
ございます。

こちらにつきましては、介護保険制度の中で20万円までを対象とした事業費が補助されてご
ざいます。それに上乘せという形で、低所得者の中で要件を満たす方につきましては、それに
加えて20万円まで補助するような形のものでございます。

〔12番東 信介君「割合とかないん」と呼ぶ〕

はい、ございません。

76ページの徘徊高齢者の関係でございます。

こちらにつきましても1万円まででございます。1万円まで実費という形になろうかと思
います。当然、1万円を超えた部分につきましても1万円までということで御理解いただけまし
たらと思います。お願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 地籍の単価の決め方はまた後で説明ということでお願いします。

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑なしと認め、歳出の款1議会費から款3民生費までの質疑を一時中
止します。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時27分 休憩

10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 先ほど議員お尋ねの地籍調査の内訳について御説明申し上げます。

29年度で調査場所は2カ所ございまして、市屋地区0.19キロ平方メートル、19万平方メー
トル、419筆を調査いたします。積算方法につきましては、単純に平米当たり幾ら、1筆当たり
幾らという部分と合わせまして、地形の形態によりまして係数を掛けますので少し単純計算で
はいかないんですけども、市屋が1,500万円です。そして、浦神が0.22キロ平方メートル、
22万平方メートル、343筆で1,300万円です。これで2,800万円。さらに、28年度で調査しまし
たところの図面確定がありますので、それで200万円、合計3,000万円の予算計上でございま
す。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 次に、款4衛生費91ページから款6商工費121ページまでと、1ページ
から14ページの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 林業費と商工費から1点ずつお尋ねします。

1点目、109ページ、節区分8の報償費、昨年度予算2,043万円に対して、本年度は405万円に減額されています。その理由、主な要因をお尋ねします。

2点目が、118ページ、節13委託料、下から2行目の観光動態調査委託、この委託先も教えていただきたいと思えます。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、109ページの有害駆除報償でございますが、こちらのほうは前年度予算につきましては銃による捕獲を中心に予算計上しておりましたが、実態に合わせて銃による捕獲とわなによる捕獲の割合を見直しました結果、このような予算計上になってございます。

ちなみに、28年度の決算見込みといたしましては1,400万円程度になろうかと思えます。

それから、動態調査のほうでございますけれども、こちらのほうはじゃらんのリサーチセンターのほうと提携いたしまして行う予定でございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 獣害駆除を専門とした新たな地域おこし協力隊3名が今色川地区で稼働を予定されているところですが、この太田地区においても甚大な獣害被害があります。太田地区においての今後の見通し等あればお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、地域おこし協力隊3名を予定しておまして、現在2名の地域おこし協力隊がおる状況でございます。そして、この間雇用いたしました、面接いたしました地域おこし協力隊につきましては、研修後、太田を中心にいろいろ活動していただきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 117ページの観光振興費、節8の報償費なんですけども、シンポジウム参加謝礼で531万4,000円とありますけども、これ詳細な説明をお願いしたいんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

現在、計画中のものでございますけども、こちらの参加謝礼につきましては著名人の招聘に当たります著名人の参加の謝礼が主なものでございまして、こちらのほうは説明のときにも説明させていただきましたが、海外に向けて発信するということで、できれば海外の有名な著名人を招致いたしまして、そしてまた海外メディアを同行取材といった形で、その情報について海外で発信していきたいと考えてございます。

そして、この謝礼のほうはその著名人の謝礼と、そしてコーディネーター、そしてパネリストなどを近隣から招いて、そちらのほうにも謝礼でお支払いしたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） これ、金額が謝礼として531万円と結構多額な金額になってますけども、見えないところであると思うんですけども、これからどのような費用対効果、どのような効果が出てどんな成果につながっていくのかとか、どうやって活用されていくのか、何かそういう方向性みたいなものはあるんですか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

500万円、多額の謝礼でございますけども、実際500万円ぐらいで国内の著名人を招いた場合に町内の方や近隣から結構人は集まると思うんですけども、観光客の方、国内の方はそれほど集まらないのかなというふうに考えてございます。そのため、日本にいない外国の著名人の方を呼べば、国内でも有名であれば、国内あちこちから来ていただけるということも考えてございます。

そしてまた、インバウンド向けに対しては、これを発信することによって、現在アジアのインバウンドの方が関西空港において、大阪、そして神戸、京都あたりを見て帰ってしまうのを、この南紀の地のほうに招き入れるといたしますか、そういったことができるのではないかと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 何点か確認もさせてもらいながらお聞きします。

まず、105ページの農業振興費の工事請負費の町民農園の給水管延長工事140メートルとありますけど、私説明では現在4カ所ある中で、それに増設をするという説明でお伺いしましたが、その増設はまた何カ所また増設するのか、それと今現在のこの町民農園自体の稼働率が何%ぐらいか。ほんで、この増設した暁にはその全体の農園の100%賄えるだけの施設になるのかをお聞きします。

それから、109ページ、先ほど5番議員からも質問あったんですけども、農林振興費の報償費1,638万円の中で、説明では、私聞き間違えたのかどうか、鹿が1,270頭に対する報償であるというような説明を受けましたが、それに間違いがないのかどうか。

それから、117ページと119ページの中ですけども、これは資料のほうでお願いしますが、観光産業課の資料の町観光協会への補助金が117ページと119ページでうたわれております。通年の観光協会への補助金と、それから今度の創建1700年、三十三所の1300年の中で、まず資料の2ページの中で特別誘客事業の2段目、エージェンタイアアップ事業300万円、これが備考欄ではバスの助成とあります。そして、この2,000万円の1700年の事業の中の下のほうの負担金及び交付金、バス助成金、ここにもエージェント、バス会社に2万円を助成とあります。この仕分けというんですか、これはどういうふうな使い分けをするんですか。那智山の

社というかお寺、参ったらこっちの1700年のほうに渡して、こちら辺の地元の観光やったらこっちの方で出すとかいろんなことが僕らも想像でしかわからないのですが、その辺を確認させてください。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、町民農園でございます。こちらのほうは、この予算で11基の蛇口が設置可能でございます。そして、これを設置することにより全体に行き届くような格好になってこようかと思えます。そして、現在の利用状況というか申し込みの状況でございますけれども、現在利用者9名、13区画を利用させていただいております。

そして、報償費の有害駆除の関係でございますが、こちらのほうは鹿だけではなくて全体で1,270頭分を計上させていただいております。

そして、バス助成の関係でございますけれども、こちらの協会のほうで出しますバス助成につきましては、前年度同様、町内に宿泊するバスで何名以上というようなくくりで助成させていただきましても、1700年の実行委員会のほうは必ずこの1700年のイベントなり、そしてこのイベントとして那智山のほうでも催事を計画しておりますけれども、こちらに必ず出ていただくということで仕分けをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そうすると、この町民農園に対してはこの11カ所の増設、合計合わせて15基になるんですか。それでもう100%賄えるということでもありますね。

それから、109ページの報償費で1,270頭は鹿だけではないということではありますが、今先ほど5番議員の中で昨年の当初、前年度では2,043万円から1,400万円ぐらいでおさまらんじやないかというようなことを言われてましたですけども、この1,400万円が、当初の2,043万円の説明では鹿300頭というような説明であったんですよ。今の銃でやって300頭とるという2,043万円があるんですけど、この2,043万円で鹿300頭、1,638万円で鹿も合わせた全体で1,230頭、この辺、そしたら1,230頭のうちに鹿の前年度の300頭に比例する値は何頭ぐらいになるんですか。

それと、観光協会のもので1700年の行事等に参加したときはこちらのほうでというようなことではありますが、十分その辺は慎重にというか丁寧に精査した上でやっていただきたいと思います。どんなにか知らんけど、来たバス会社とかエージェントに対しては漏れのないように、またサービスの行き届くように、そういったことをお願いしたいと思います。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほど、町民農園の関係で11カ所と言いましたのは全部で11カ所でございます。

そして、有害の関係でございますけれども、猿が50頭、イノシシが300、鹿が700が基本の有害

報償金でございまして、これにまた管理捕獲において鹿を150頭、アライグマ50頭などを積算した結果でございまして。

そして、先ほどのバス助成につきましては、議員おっしゃいますとおり十分精査して、漏れのないように、またこの仕分けのし間違いといいますかそういった部分のないように考えてやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 実績を追った中での報償費の有害駆除報償ですけども、前年度1,400万円ぐらいにおさまるといことで、鹿の実績が何百頭になるのかそこらわかりませんが、それと今鹿700頭ぐらい、銃は150頭ぐらいということでありまして、それで1,638万円の計上とございます。これも、非常に農家にとっては有害駆除というのは大事なものだと思っております。力を入れて有害駆除に取り組んでいただきたい、そんなふうに思います。

それから、今最後の観光協会のバスの助成ですけども、漏れのないようにという答弁でしたけども、漏れのないのと、また重複のないように十分注意しながら実施していただきたいと思っております。答弁結構です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、112ページですか、水産振興費の中で19番の負担金、補助のところでは魚介類放流補助金というのが310万円出てますが、これにつきましては組合のほうでもそれぞれがお金を出し合って稚魚を放流しているということを知ったんですが、それは入ってないんですか。

それをお聞きしたいのと、それから先ほどのシンポジウム参加謝礼、117ページです、観光振興費のところですが、先ほどの金嶋議員とも重複をするんですが、前のときも私言いましたけども、この観光の振興のときにインターネットの活用が十分されてなかったということを知ったと思うんですが、外国の方を呼ぶのも、それもいいと思うんですが、多分そういうところでどこか成功している例があると思うんですが、それよりもやっぱりそういういろんな情報発信を使って、それと参加、これ講師謝礼だったらまだわかるんですけど、参加してもらっただけで、かなりの知名度のある人を呼ぶというのも、それも大変なことなんですが、そこらをしっかり検討してやってほしいなと。

そうしないと、なぜかといいますと、新宮市なんかは割と熊野学のいろんなそういう講習会みたいな研修会みたいな市民大学というんですか、ああいうふうな感じでいろいろやっていますけど、うちはそういうのが少ないんです。せやから、もっとそういうところに呼んで学習しながら、1700年、1300年の事業に取り組むほうがいいんじゃないかなというふうに僕は思うんです。それが2点目です。

3点目ですが、これは商工費の観光費の中での委託料のところでは先ほども質問したんですが、118ページです、僕はこの観光動態調査委託というふうなことで出てくるんです。これ、新

宮市なんか観光協会です、こういうことは。それから、もう一つ上の観光客おもてなし事業委託、こんなまで、いわゆる観光産業課で人数少ないところでやってたら回りません、見てて。ある人なんか、もうしょっちゅう会いに行くんですけども、もうほとんど出張出張で出ておられないという方もおられますし、大変だろうと思う、業務が。そこへこんなことまでやってたら、やっぱり僕は観光協会ですべきだと思うんです、ここらのやつは。

〔「旅館組合に委託」と呼ぶ者あり〕

旅館組合に委託。上のほうはね。おもてなしではそうですね、旅館組合のほうに委託って言ってましたですね、ごめんなさい。

せやから、その下のほうの動態調査とかは考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、その観光協会の助成のこととかかわってですが、この資料を見ましたら、大きな事業に取り組むわけです、今回は、1700年、1300年という。そういうときに、この予算のところを見ますといろんなことの取り組みは書いてあるんですが、ここでかかる事務的経費や宣伝費の問題がわかりにくいんです。需用費のところに出てるんですが、そこらのところ、事務的経費かかるはずで、こっちのほうの予算のほうで見ますと、1ページのほうです、これでしますと需用費のところではマイナス9万円になってるんです。

だから、減らすことよりもこういうところはふえてくるんじゃないかなと思うんですが、そういう意味では需用費の部分で本来そこらがうまく操作されてるのかなということが気になったのが3点目です。

以上です。済みませんが、よろしくお願いします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） まず、1点目の魚介類補助金でございますが、こちらのほうは説明でも説明させていただきましたけども、イセエビ、アワビ、アユのそれぞれの放流事業、各漁協に対しまして補助するものでございまして、この各漁協さんがどれだけ出しているのかというのは私どもは把握してございません。申しわけございません。

それから、シンポジウムの関係でございますけども、こちらのほうは謝礼といたしましては著名人とコーディネーター、そして講師の謝礼も含まれてございます。そして、パネリストの謝礼、それらの全ての謝礼を合わせて、この金額なっております。

そして、動態調査のほうは、当課のほうでもこういった調査をすることによって観光の施策についてどういった優先順位でやっていけばいいのかというのがわかりやすくなるということで、以前からこういう調査はやってみたいということで計画しておりましたので、今回当初予算でお願いするものでございます。

そして、協会の事務費と1700年の記念の実行委員会の事務費がないということでございますが、おっしゃるとおり実行委員会のほうの計画の中には事務費というのは特段入れてございません。その辺につきましては、協会、そしてまた観光産業課のほうで相談しながらやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 稚貝の関係ですが、いわゆる貝をとってる人たちの組合では、自分たちで30万円ほど出し合って稚貝を放流しているということを聞きました。一日潜ってほんまにアワビがとれなかったというようなことも、専門家でもそういう状況が、一方で土砂災害の問題もあってかなり砂で藻がやられているというようなこともありますので、そういう自然災害によって、あの場合はあれも大きな激甚災害ので指定をされたわけですが、そういったところは一定の期間、回復するまで一定の補助を含めてするとかということも含めて考えるべきじゃないかなと思うんです。規模は30万円ぐらいの予算を、それぞれの組合でその人たちは自分らで出してるんだというふうに言っておられました、そういうことも含めて、そういう激甚災害で起こったような事案の場合は一定そういう配慮もするというのも必要じゃないかなというふうに思います。

それから、やっぱり観光客、インバウンド等で外国人のほうの動態を見ていこうと思ったときには、その直接関係したところがやっていかないと、僕はそこらの実態はなかなかつかめないうと思うんです。さっきのバスの件もありますが、この間観光協会の方と話をすることがありまして、上の那智山のほうでは380台ぐらい減ったということを前のときにも言ったと思うんですけども、バスが。せやけども、下のほうではふえてると言うんです。だから、そこらでのうまいことシャトルバスを使うとか、1700年祭に当たって、そういったところで上のほうにもきちんとバスが配備されるというんか移動してもらえよう体制をぜひつくってほしいなど。上のほうでは、上半期で300台以上も減ってるというようなことが報告あったことで私一般質問のときに言ったと思うんですが、そういったことも考えていただきたいなというふうに、これは要望です。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

稚貝の放流につきましては、またその辺、各漁協さんに一度聞いてみて把握したいと考えてございます。

そしてまた、1700年の記念事業等々の関係でございますけども、こちらのほうも説明でも言わせていただきましたけども、この1700年の年をぜひこの観光の誘客につながるように一生懸命頑張っていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今の関連なんですけど、その各漁協に補助金行っているでしょう。それ、幾ら放流してあるとか、どんだけ放流してあるというのは届けてあるはず。それに対して何%、幾らかの補助金というのは必ず届け出があると思います。それはいいかげんな補助金の渡し方してないでしょう。100万円の補助金渡して、80万円のものしか放流してないということないです、それちゃんと届けてあります、うちの漁協でもそうなんですけど。把握してない

というか、届け出は必ずあると思います。

ほんで、その放流に係る費用の100%というのはないですよ。その中の幾らかを補助金として出しているという形だと思います。せやなかったら、把握してなかったら、漁協が100万円しか補助事業に使わんのに120万円、150万円という補助金を渡してあるわけないでしょう。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

申しわけございません、私が把握してないというのは課のほうが把握していないのではなくて、私今資料を持ち合わせていませんので把握してないと言ったわけでございます、決算上は去年でもアワビが3万7,258個であるとかアユが400キロであるとか、イセエビの小エビが3万7,523匹であるとかそういった実績を決算ではいただいております。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑なしと認め、款4衛生費から款6商工費までの質疑を一時中止します。

次に、款7土木費122ページから款13予備費168ページ、給与費明細書169ページから175ページと、1ページから14ページまでの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 2点ほど、お伺いします。

128ページ、目3の橋梁維持費の中の委託料及び工事請負費に絡んでですけども、棧俵橋修繕工事設計監理業務委託、この件についてですけども、設計委託で700万円、修繕工事で3,000万円との説明がありましたけども、それで説明の中では、指摘された中で原因が地震等によって瑕疵が見えているというこの写真つきの資料もいただいたんですけども、この700万円というのは工事費に対して約23%ぐらいの設計監理になるわけです。これは、今言う橋台に橋を乗せてくるところの両方、右岸側、左岸側になると思うんですけども、そういった点で、これ何というんですか、シューというんか何か知らんけど、それだけになるんですか、本体の橋自体は改修しないのか、この700万円に対する要因、原因もわかり、修繕するところもわかっておる中での700万円の設計監理業務というの、私個人から見たらちょっと高いのではないかなという気がするんですけども、これいかがなものか御説明願います。

それから、140ページの水防費の工事請負費ないし17の公有財産購入費の中のところで、天満に29年度建つ、宇久井は用地購入するということでもありますけども、私も地元ですんで、聞かれて知らなんだら悪いんで、宇久井用地購入のところ、場所がどこであるか教えてください。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの128ページ、橋梁維持費委託料2,200万円のうちの棧俵橋設計業務委託700万円と、次のページ、次の工事請負費3,080万円のうちの棧俵橋修繕工事3,000万円の内訳につきましては、添付資料で説明させていただきましたとおり、橋脚と橋本体と橋台の接合部分の原因

が一番の異常でありまして、そのほかにも橋本体のクラック、さらには腐食等、橋全体にどうしても経年劣化が生じておりますので、それ全体の設計を含めて700万円という、パーセントにすれば21%になるんですけども、少し金額は高いんですけども、橋全体の修繕も含めての設計業務になっております。

したがって、工事も主には橋本体と橋台の部分が主要部分になるんですけども、主桁の腐食や横桁の腐食などクラック、それに橋台自体のクラックもありますので、それらも含めた金額が3,000万円という予算計上になっております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 140ページの公有財産の購入費に対するお尋ねでございます。

宇久井地内ということで御説明をさせていただいておりますが、宇久井地内の湊地区を予定をしております。二河の避難タワーと同じ程度のものを建設する予定で考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 棧橋の修繕の量、後図わかりますが、この本体工事のクラックとか橋台のクラック、腐食部分は理解できます。あと、接合部のものは今写真で見させてもらった中で、これは強度等があるんですけども、原形復旧ぐらいになるんですか、それとも強度強化をするんですか。そこら辺の中で設計も違ってくるんだろうかなと思いますので、その辺、1点だけ。

それから、避難タワーの宇久井地区の湊地区ということですけど、この暮れでしたか、去年の町民の町政報告会のときには宇久井地区の県道沿いというんか、漁会から回ってサンフラワーへ行く、休暇村へ行く県道沿いの右側に計画しているというような説明を聞いたんですけども、そこではなしに湊地区になるんですね。湊地区のどの辺になるか、もしわかれば。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

橋本体と橋台の接合部、専門用語で申しわけないんですけどシューというんですけども、そのシューの全面取りかえも含めておりますのでこういった金額を計上させていただいております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 宇久井地区につきましては、津波避難困難地域が何か所かございます。その中で、前回町政懇談会ときにはそういうお話がございまして、その地域の避難タワーのお話も計画の中にあるということでお話をさせていただいております。

あの地域につきましても、早急に整備が急がれるわけでございますが、今回につきましては湊地区について考えてございます。そしてまた、場所でございますけれども、きっちりとはま

だ決まっておりますが、区民会館の付近のあたりということで考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 大体わかりました。

接合部というかシュアの部分は両端4カ所ですか、そのやりかえということですね。

それから、この避難タワーに関しては、海からの近くというのは一番中心部ぐらいになるかと思うんですけども、区ないし自主防の組織があるかと思えますんで、そこの協議を十分進めていただいて、理解の上で場所の設定とかそういうのをさせていただきたいと思えますんで、よろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃいますとおり、地域の方々と御相談させていただきたいと思えます。

地域での津波避難対策の協議会がございまして、その中の地域部会というのがございまして、そちらのほうでまた地域の方々の御意見もお伺いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、9番議員の質問と同じなんですけど、この避難タワーの場所の地質調査というのはもう済んだあるんですか。そもそも、それを心配するというのは、下里の避難タワーのここのないように、調べたら地盤が悪かったもので、その地盤改良にたくさんのお金が要るといったらまたこの予算で済まんようになってくるおそれがあるんですよ。

でも、その避難タワーというのは災害の津波からおくれた人とかそういうのを、避難困難地域のところにお金がかかっても建たざるを得やんということもありますよね、山の近くやったら地盤の岩近い、でも山の近くやったら避難タワー要らんやろという話になる。ほんで、できるだけ避難困難地域にお金がかかっても建てなあかんというそういうことにもなるんですけど、地質調査が済んで、これぐらいの金額で済むというのやったらまだ安心なんですけど、また下里のこのように地盤が悪くて、地盤改良に予定してあった金よかもっと要るとかそういう心配がありますので、お聞かせください。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 139ページに委託料がございまして、津波避難タワーの整備用地の地質調査業務委託509万8,000円を計上させていただきます。これにつきましては、天満地内の駅前の方の部分でございまして、その部分と宇久井の湊の地域の避難タワーの地質調査を行う予定となっております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、その地質の調査の結果によっては地盤改良にお金が必要ということが出てくるおそれがあるんですよ。そのときに、その避難困難地域のためにタワー

を建てるのだから、要る施設なのだからお金かかってもそういう場所に建てるべきと考えるのか、ちょっと寄せて地盤のええところへ持ってくる、しかしながらちょっと寄せたところでよく変わらんでしょう。避難できる山の近くのほうへ持っていったら、何の意味もないんですから。

だから、こんなときどれぐらいの数字というかあれで、ここの場所によしと決断なされるんか。この地質調査によって地盤が悪いと、お金が多額にかかるようになった場合は、考え直すとかそういう考え方もあるんですか。この地質調査をしてからの話ですけど、どうですか。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 下里の津波避難タワーにつきましては、地質がよくない状況でありまして、工費もかかっております。ただし、議員さん今おっしゃられますように、この場所でなければ大勢の人が避難できないというふうな要因もございます。下里については、特にあの場所になければならないということで設置をさせていただきました。

これからの津波避難タワーの関係でございますけども、まず地質調査をさせていただきました検討させていただきますけども、やはり下里同様にこの場所でなければならぬ、そしてまた目指して避難するものでありますので、やはり場所というのが大きな要因になってまいります。そのあたりは、両方考えさせていただきます検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 教育関係なんですけども、まず先に教育諸費の関係で資料をいただいた図書館活用事業、文部科学省の関係で100%補助でやるんだということで658万3,000円、これが全額文科省の交付金でやるということなんですけども、これ説明、この図書館資源を活用した困難地域等における読書学習機会提供事業ということなんですけども、これは学校司書が3名にふえるということなんですけども、その関係でこの事業をやっていくのか、それとも図書館を一緒に巻き込んだ、関連づけた中でこの事業を進めるのか。その点の説明をお願いしたいと思います。

それと、ページ数が147ページの学校管理費の中の教職員用パソコン借上料571万5,000円で110台ありますね。それと、151ページのほうに中学校のほうの関係のパソコン借上料375万7,000円、61台分あるわけなんですけども、この教職員に使用させるわけなんですけども、よく新聞等の中でその情報の保護で漏れたとかといういろんな記事もありますんで、この管理についてどのように指導しているのか。その点、指導とか管理方法をこうせえということでやってるんかどうか、その点お尋ねします。

そして、もう一点なんですけども、図書の関係なんですけども、今度157ページの図書館運営費、この中で電算化費用ということで918万8,000円組まれているんだという次長の説明を受けたんですけども、この918万8,000円というたら高額な費用なんで、今の図書館の体制の中でこの事業を進めるに当たって問題はないのか、それとももう十分これでやれるのかどうか。その点だけお尋ねします。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

まず、1点目が教育諸費の中の図書館資源を活用した事業の件であります。こちらにつきまして学校司書を増員したこととの関連をお尋ねでありました。学校司書につきましては、あくまで今までも2名体制で今小学校、中学校10校を回っていたところを、さらに充実させて3名体制でいくということになっております。そして、今回の事業に関しましては図書館の司書さんにも深くかかわっていただくことになると思います。

と申しますのは、この事業の中で各図書の場合等が得られていない家庭等に訪問して本を届けるという事業なんです。どういう本を届けるか、その選定がまず必要です。その選定の委員の中に図書館の司書さんも加わっていただいて選定していくという形のものであります。その中には、学校司書さんにも一部協力していただく部分はあります。

次に、教職員用のパソコンの管理の関係であります。こちらにつきましては情報漏えい等がないように、情報の持ち出し、もちろんそういったことは原則禁止となっております。そして、どうしても何か都合で持ち出す必要がある場合は、学校長なり教頭なりの許可を得て、所定のUSBフラッシュメモリーで持ち出すという形のものであります。

そのフラッシュメモリーに関しましてはセキュリティーがかかっておりますので、もし何かそれをなくしたとしても、そこからまた情報が出ていくと、流れていくという形にはなっておりません。そういう形で防止はしております。

それと、図書館の電算化の関係であります。現在の図書館の体制の中で大丈夫かというお話であります。

現在、図書館の職員につきましては正職員の司書が1名、それと臨時職員が4名でやっております。臨時職員の中に館長が1人含まれておりますが、図書館の電算化の関係で28年度から1名、臨時ですが司書を雇用しております。そして、今回、29年度に当たりましてもう一人臨時職員の雇用をお願いしております。

そして、実際電算化していく上で、例えば業者の選定であるとかそういったところの部分は、かなりの部分は教育委員会の生涯学習課のほうで担当しております。なるべく図書館の職員にその辺の負担をかけないようにしておりますが、現在正職員が1名ということでもありますので、その辺では負担にはなっているかと思っております。その面で教育委員会のほうでカバーしていくように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 図書館活用事業なんですけども、図書館との協力の中で進めていくということなんです。そして、訪問とか、家庭訪問したりして届けながらやっていると、そういう事務量的に今の体制の中で図書館の事務量、これでもふえてくるということですよ。そしてまた、図書館のほうでも電算化のために業務もふえると。

そういう中で、今の体制、正職員の司書が1名という体制でこれだけの、図書館事業に力を

入れてくれるのは大変いいんですけども、そうした中でやっていけるのかどうか、そういう心配がありますので、十分教委の職員がカバーするとかということなんですけども、なかなか教育委員会の職員は司書の免許も持ってないし、そういうただ手伝い程度しかできないと思いますので、十分こういう事業、図書館を活用する事業というのは大変有効なことなんですけども、その点、検討したっていただきたいと思うんです。

それから、パソコンの関係はセキュリティーにかけているんで安全・安心な状態にしているということなんですけども、できる限り外への持ち出しについては十分注意するように、また校長会なりそういうところで指導なり徹底していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

まず、図書館の体制の関係であります。1つ先ほど説明が漏れておりました。図書館資源を活用して本を届ける事業に関しましては、実際に各家庭に本を届ける人につきましては、今回この諸費の中で別のメニューで訪問型家庭教育支援事業というのがあります。その方々5名で構成して訪問団をつくるんですけども、その方々に本を届けていただくということを考えております。図書館の司書に関しましては、その前段階で本の選定等々で活躍していただくということを予定しております。

実際に、図書館も臨時職員が多く、正職員が1人ということですので、人数はあっても正職員と臨時職員ではできる範囲というのは当然限られてまいりますので、できることならば複数の正職員、司書があれば大変ありがたいかと思っております。こういったことは、今後町長等とも協議していきたいと思っております。

それと、教育用コンピューターの関係ですが、そういった情報漏えいの注意喚起、それとまた校長会等でも以前もしたことがあるんですけど、重ねて注意喚起をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） こういう事業を進めていただいて、図書館の事業を進めるということで、図書館を利用する人にとっては大変利便性がよくなるというようなこともあると思うんです。そういう体制をつくるためにも十分な中の体制、そういう点も考えていただいて、今後進めていただきたいと思うんです。

最後に、教育長お願いします。

○副議長（曾根和仁君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） お答えします。

先ほどの文部科学省が100%経費を見えてくれる事業、これは文部科学省の新規事業でございます。県の教育委員会を通じて勝浦の教育委員会が最近図書館に力を入れているんで、図書館で一遍そのモデル事例でやっていただけないかというお話がございました。これは一生懸命

やらせていただきます。

今、下崎議員がおっしゃいました中身の問題です、職員の。これは、やはり本来ならば正規の職員で司書を持った方というのが今後もう一人とかそういうような追加が必要となってくると、これ以上事業をいろいろ進めていくと、そういうふうに思っております。今後の近い将来の課題ということで受けとめております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 何点かあります。

1つは、先ほど出ます避難タワーの件でこういう資料が出てるんですが、これ天満のやつです、これ津波の対象範囲ということで出てるんですが、ここに線路があって、ここにフェンスで閉鎖されているんです。そういうことがあって、この対象範囲、上のほうには避難可能範囲ということで書かれてるんですが、これももう完全にこっちのほうは無理です。せやから、避難対象区域になってますけども、そこはまた検討しておいていただければ、訂正するなら訂正して、地域のほうに紹介するときはぜひしておいてほしいなど。そうせんと、ここもう完全にフェンスになってますんで入れません、動けません。線路渡って行かないかんし。それが1つです。

2つ目は、127ページの工事請負のところですが、節15です、ここで朝日33号側溝改修工事とあるんですが、これはどこを指しているのかなということがわかりませんので教えていただきたい。

ここは、私とこのほうはもう7年ほど、こちらに帰ってきてからずっとうちの桜木地区というか桜道から線路側のほうですが、もうずっと古い溝のまま、溝ぶたもそうだし重たいし、それで高齢者も多いし、そういうことの中で溝ぶたを上げるのも大変になってきてます。

そこらはこの対象に入っていないのかどうかお聞きしたいのと、この間、ことし来て見てもらったときに実際に溝が穴があいてて、そこに水がしみ込んでてという状況のところも幾つか紹介させてもらいました、そのとき。ほんで、排水溝との関係で線も引いてくれて、多分その設計は多少してくれていると思うんですけども、だからそういうことの中で家のほんまに下にしみ込んでると思われるような溝が穴があいていて、そういうところが実際にありますんで、そういうことの改修を早くしたってほしいなど。これはもう、私来てからもう9年になりますんでずっと要望してるんですが、なかなか進んでおりません。

ぜひ、そういうところを検討していただきたいのと、この33号線です、ここがどこなのかというのと、それを検討していただきたいということです。

それから次ですが、124ページの土木管理費のところ節19の補助、そういうところです。

124ページの下から3つ目のところに高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会補助金50万円とあるんですが、これ昨年度3回東京への要請行動に行ってるんです、30万円、30万円、34万円、90万円使ってるんです。私、前の一般質問のときに言いましたが、これ多分代議士さんの

ほうから、国会議員のほうから依頼があって、民間の運動が欲しいということであつたといふと聞くんですが、これ前も言いました、税金で住民運動するもんじゃないです、間違いです。

ほんで、これもし代議士さんのほうからそういうことの要請があつたら、これ利益誘導になりませんか。これしたるから、おまえらこういうふうにせえと、ほんでそこへ予算つけるわけですよね、町で。何人か、何回か、これ中心になつてるのは100人の女性の会ですか、手をつなぐ女性の会ですか、何かそういう方たちがこの中心になつて、大体役員さんはそうですね。東京へ要請行動に行つてる人も大体その人たちですね。

だから、民間のところへ、民間の人らが中心になつてるところへ税金を出すというのは、これは間違いです。だから、民間の運動は民間の運動で個人がやっぱり中心になつてやるべきだし、ほんで高速道路に関してはほかにも補助も出てるわけですから、そこは検討していただきたい。これが1つです。

次に、自主防災に対する支援の問題です。これも一般質問のときに言っておりますが、やはりふえてないですね。

140ページです、自主防災のところ、そのときも言ったと思うんですが、区のほうは今防犯灯やらそういうののつけかえで大変なんです、お金が。そこへ来て、うちの朝日区でもそうですが、公民館を建て直すのに備蓄をちょっとずつでもしてらんです、毎年20万円、20万円とか、それで建て直しをするための予算を確保しているんです、そうせんと危ないですから。うちの朝日会館なんかは那智中の校舎を壊したときに、その木を使ってやってますんで、大変になってきますんで、そこらはぜひ予算の再検討をしていただきたいと、費用がかかっていますので、そういう点で防災組織への補助を全額負担ができるように考えていただきたいというふうに思います。

4つ目ですが、154ページ、これは教育委員会関係ですが、この公民館活動費の中で、これ直接私話をしたことがあるんですが、区の行事と実際に公民館の活動が一緒になつて、ほとんど区の費用でやつてるといふことがあるんです。だから、実質、例えばうちで言つたら朝日区の区民会館は公民館になつてますけども、分館としても分館長はもう正直言つてほとんど区のほうでやつてますので、そういうところの事業の精査をしてもらつて、本当に必要なところにはやつたらいいと思うんです、あげて、もっとふやすとかということも含めて考えたらいいいと思うんですが、不必要になつてる部分についてはきちんと掌握をしてほしいなというふうに思います。

だから、分館長も、それから事務長もうちは区のほうで全部やつてますんで、区の役員でやつてますので、そういうところの調査をきちんとしていただきたいなというふうに思います。

それから、私、これはどこのページかわからないのですが、世界遺産関係のほうでは157ページに負担金というのが30万円出てるんですが、その世界遺産関係のほうは那智の駅の交流センターのほうに管轄はなるんでしょうか。そこをお聞きしたいんです。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御質問のありました127ページ、朝日33号線の側溝改修工事の場所なんですけども、朝日33号線はキリスト教のところの町道でございます。

それと、議員から御質問のありました朝日地区の側溝改修につきましては、区長から毎年要望を承っております。現地も確認させていただいております。老朽化も建設課のほうで把握させていただいております。順次、優先順位を決めてやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、124ページ、負担金、補助及び交付金、高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会補助金50万円につきましては、平成26年度から補助金を支出しております。平成20年度立ち上げさせていただきまして、初年度につきましては役員の方々が補助金にプラスして寄附及びイベントの収益金を111万円集めていただきまして、それをもとに和歌山県並びに国土交通省、さらには地元国会議員のほうへ要望活動を行っておるところでございます。

決して、地元選出国会議員だけに要望しているわけではございません。国土交通省の担当道路局等を中心に回っておりますので、そういった部分の御理解をよろしく願いいたします。

それと、この協議会につきましては、地元、やはり町民の声を伝えるという意味でも大切な協議会であると認識しております。太地町にも協議会が設定されておまして、単独で行ってわけではございません。すさみ・那智勝浦間建設促進協議会という大きな母体がありまして、それと同行して、先ほど申し上げましたとおり国土交通省、選出国会議員、さらには和歌山県へも常に要望を行っているところでございます。

高速道路につきましては、道路自体でなく地域の活性化に必要な道路と考えておりますので、そういった意味でも防災等も必要になってきますので、道路をつくるだけの意味ではなしに、そういった大きな目的を持って今後も活動を、要望を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難タワーに関する資料についてでございます。この北浜の町営住宅付近のJR線路の近くのこの津波避難タワーの計画でございます。

まず、180メートルを基本といたしまして津波避難対象範囲というものをこの円で描いております。その中で、議員さん今おっしゃられたとおり、JRで遮断されておりますので、その中の津波避難可能範囲というものを別に太線で書かせていただいております。その部分について避難をしていただくということで考えてございます。

将来的には、JRにつきましても今まだ地震、津波の際には開放してもらいたいというふうなお話はさせていただいておりますけども、今現状のところはまだ難しいということで考えてございます。地元の皆さんにお知らせする場合には、そのあたりをきちっと説明させていただきたいと思っております。

それともう一点、自主防災組織に対する補助金のお尋ねでございます。

やはり、本町につきましても地域の方々のお力をおかりして防災に強いまちづくりとなるよ

う努力しているところでございます。昨年度は、避難路の整備につきましては300万円、それから自主防災組織の支援の補助金として200万円ということで別々に計上させていただきましたが、できるだけ予算を有効に活用していただくために統合しまして500万円ということで、今回自主防災組織の支援補助金のほうを上げさせていただいております。

そしてまた、自主防災組織の育成の補助金につきましても、今までこの中に入っておったんでございますけども、それを別に分けて50万円を別に分けさせていただいて予算を計上させていただいております。

できるだけ地域の方々のお力をおかりして、このような補助金で活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

公民館の関係につきましてお尋ねいただきました。

現在、教育委員会では各公民館、分館長さんのところを順次訪問いたしまして、各分館の現状についてお尋ねしております。分館の中でどのような行事をされておるのか、あるいは役員体制がどうなっておるのか、あと区とのかかわりがどうなっておるのか、そういったことをお尋ねしております。改めて那智勝浦町の公民館の体制につきまして考えていきたいというふうにしております。

これらによりまして、よりよい公民館活動ができるような体制づくりに努めていきたいと思っております。

それと、文化財の関係で那智駅交流センターの世界遺産情報センターの所管についてお尋ねいただいたかと思いますが、こちらにつきましては総務課の所管になっております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 側溝の改修については、できるだけ早急をお願いをしたいなど、特に公園の周りの横のところは子供たちも遊ぶ場所なので、あそこの溝ぶたは早急に対応したってほしいなというふうに思います。

それから、高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会ですか、これの問題について、当初の最初の取り組みはわかるんです。それはそれで単発で終わればいいんですが、去年は3回も行ってらんです、それほど行く必要あるんですか、僕は思うんですけど。しかも、それ公費の補助が入ってるわけでしょう。別にほかのところも和歌山県行ったりしてるんです、要望で、その上に新たにそれだけ、ここだけが単独でそういう動きをつくっていく、ほかのところもやってるかどうか知りませんが、だけど少なくとも税金を使って年に3回、これは前の分が残ってるのがあるのかしれません、だけどもそれは僕はおかしいと思います。

そういう運動は、先ほど言ったように代議士からの要請があるんで、これ利益誘導に僕はなるとは思いますけど、そこらはしっかり対応していただきたいというふうに思います。

それから、自主防災の、そしたらこれはその場合でも2分の1の補助になるんですか、全体的に。そこをもう一回確認。

それから、世界遺産の問題につきましては、ことしそういう大事な年ですから、もうちょっとあそこに、誰行っても説明する人おらんですよ、あそこ、普通に見て入るだけです。せっかくああいう大事な遺産資料がありながら、それが結局有効活用されていない、これはもう前にも言いましたけども。だから、そこらをもっと有効活用していかないと、あそこは道の駅で大事な発信の場所になりますんで、そういった点については重々取り組みを強化してほしいなというふうに思います。

ほんで、公民館のほうは順次そういうふうに調べていただいて、必要であるところ、必要でないところをまた精査していただければと思います。

○副議長（曾根和仁君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

すさみ一串本間はもう既に事業化されまして、地籍調査も始まっております。ただし、串本一市屋間約20キロがまだ事業化になっておりません。ぜひともこの事業化を進めていただきたく要望を続けているところがございますので、やはり1回よりも2回、2回よりも3回要望に行ったほうが、国としても地元の熱意が伝わると思っておりますので、そういった活動が今後とも必要かと考えております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 自主防災組織の支援補助金に対するお尋ねでございます。

議員さんおっしゃられたとおり、300万円のほうにつきましては、今までと変わりがございません。備蓄倉庫の設置、備品、備蓄品の購入、その他の活動につきまして半額の補助とさせていただきます。そしてまた、避難路の整備のほうでございますけども、避難路等整備支援補助金300万円のほうにつきましては、区が行います避難路整備の原材料と、それから機械損料の全額ということで補助をさせていただきますが、施工料につきましては半額を補助ということでさせていただきます。

それと、世界遺産熊野地域協議会の負担金との関連と道の駅那智に設けられております世界遺産情報センターの関連でございますが、情報センターを設置した際にはこの世界遺産熊野地域協議会から映像に係る分について補助金をいただいて、あそこは設置させていただいたものでございます。

議員さんおっしゃられますように、もう少しいろいろな活用もさせていただきたいと思っておりますが、できましたらボランティアガイドさんとかに熊野古道を歩いていただく、那智へ行っていただく前にあの辺で活用して説明をしていただくとか、そういうふうなことでの活用をしていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

公民館の関係につきましては、まだ全ての分館長さんのところを訪問できておりませんので、その上でまたいろいろと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会の人たちですが、その中心になっている人たちは選挙のときにやっぱり選挙運動してます。それは個人といえば個人だけれども、そういう肩書の人が政治運動を実際にやってて、ほんでいろんなところで見かけますので、僕はそれは運動を進めている人から見たら、補助金を受けてるわけですからそれはちょっといろんな問題点を感じます。せやから、そこはよく精査をしていただきたいというふうに思います。

以上です。今の意見です、済みません。

○副議長（曾根和仁君） 予算に関する質問ではないので、意見として承っておきます。

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時06分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑なしと認め、款7土木費から款13予備費ほかの質疑を一時中止します。

以上で議案第2号について、歳入歳出の質疑が一通り終わりましたので、総括質疑を行います。

12番東君。

○12番（東 信介君） 最後でやったらいいか総括でやったらいいか迷ったんですけど、文化財保護について来年度の予算では減額されてある、減額の内容も説明していただいたと思うんですけど、最近ちよくちよく町なかで文化財とか史跡について学芸員はおらんのかという話を聞いて、もうちょっとそういうのを雇ってちゃんと調べてもらったほうがいいんじゃないかなという話をよく聞くんですけど、今回1700年と1300年ということもあって、そういうことについての予算づけについてどのように考えられてあるのか、その辺をお聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

文化財の関係の学芸員のことのお尋ねでありました。

教育委員会には、28年4月より学芸員1名配置しております。文化財のほうを担当しております。その職員の給与につきましては、教育委員会の社会教育費の中で計上してございます。

以上でございます。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） それでは、質疑させていただきます。

まず、歳入のほうなんですけど、歳入の中でも一番大事な自主財源、その中でもまたこの町税の確保というのが一番大事なことになると思うんですけど、その中で町税の確保も土地の評価価格とかというのが下がり、また人口の減少、また高齢化ということでなかなか厳しいものがあると思うんですけど、そして、いろんな講演とかの中で聞いても、いろんな先生に聞かせていただいても、抜本的、具体的な対策方法というのは具体的に言うてくれんです、非常に難しい問題やと思うんですけど。その中で、これについては非常に難しいと思うんですけど、どのようなお考えでおられるのか。

ほんで、歳出のほうに至っては、歳入が厳しくなる中、歳出でできるだけ何とか見直しせないかんということになるんですけど、そのときに義務的経費というのはなかなか削りにくい、その他経費、この中から何とか努力していかなんだら、投資的経費というのはなかなか削ると歳入の町税の確保というのに活性化というのもなくなってきて厳しくなると思うんですけど、その他の経費のところでどのような経費削減とかというのを考えておられるのか、考えられるのか、教えていただきたいんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 町税の確保の関係なんですけど、議員おっしゃるとおり、人口の減少で町県民税等、軽自動車税等については先細りということに、減少傾向にあるということに、ほんで固定資産税につきましても地価下落によりまして課税標準額が下がってるということになってございます。

税務課といたしましては、徴収率を上げる努力を今しております。困難な事案につきましては回収機構へ移管させていただいて、徴収率を上げる努力をさせていただいております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政運営についてのお尋ねかと思えます。

当初予算の資料、こちらのほうを説明させていただいたんですけども、この22ページには先ほど議員さんがおっしゃられてました義務的経費、投資的経費等の内容が載ってございます。

歳入についてはなかなか確保が難しいということで、歳出のほうで何とかしていかなければならないというふうなお話を聞かせていただきました。その中で、やはりおっしゃられるとおりの義務的経費について何とか対策を立てていかなければならないところかと思えます。

義務的経費につきましては、こちらでも記載されておりますが、人件費、扶助費、公債費等がございます。その中で、人件費につきましては今のところ良好な状態ではあるんですけど

も、扶助費につきましてはやはり年々増加しているところもございます。義務的経費の中でできるだけ抑えていかなければならないところは抑えていくような形になろうかと思えます。その中で、経費の削減の方法ではございますけども、健全化の計画を以前にも、平成18年当時にもやりましたけども、今回も健全化の計画をまた立ててやっているところがございます。

効率的な予算の活用、そしてまたスクラップ・アンド・ビルドというふうな形で、どんどんどんどんこしらえていくのではなしに、今の資産をも壊して新しくして、できるだけコンパクトなまちづくりも目指していかなければならない、根本的な考え方も変えていくことも必要じゃないかと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 税務課長のおっしゃるその部分、税金の徴収率、今も頑張ってくれてるのでなかなかこれ以上というの、経済的な面もあるもので、そんなにサラ金のように取り立てよって言いやるわけじゃないんです。

ただ、町長にこの町税の確保というのをどのようにしていかなあかんのか、どのような、経済が発展したら町税も確保できる可能性もあるやろうと、ほんならこの町税をなかなか上げるというのは難しい中、このまま下がらんと確保できるような政策というのはどんなもんがあるのかなと、どんな考えがあるのかなというのを聞いたかったんです。

ほんで、その歳出の面で頑張るといふ、僕この義務的経費のほうは、もう仕方ないと思うんです、できるだけ僕は義務的経費と投資的経費はある程度守って、このその他経費あるでしょう、そこのほうで何とか削れるもんがあればいろんな方法があるんじゃないかなと思ったんですけど。

具体的にというか今年度の予算の中でも議案の中でもあったじゃないですか、口色川の公民館ですか、あれ譲渡したじゃないですか、区へ譲渡したでしょう。だから、この予算書の中にもあった、例を言うたら下里の畜産団地でもずっと維持管理に係る経費のほうが高くなってきやるでしょう。こういうやつは、もう譲渡できるものなら譲渡すべき、物によったら売却できる値段のあるものなら売却したらいいですけど、なるべく町の持ったある建物とかそういうものを少なくしていったほうが楽じゃないですか。

シーハウスとか色川の円満地公園ですか、ああいうなんでも指定管理者みたいな形にしてますけど、あれだって金がずっと要っていくんですから、入ってくるということはないです、金かかりやるんですから。こういうのをもう区へ譲渡できるものなら譲渡してもええと思うんです。シーハウスはまだ売却になるのかもわからんですけど、まだ価値はあるのかもわからん。そうやって、民間やったら入ってくるよりか、金が出ていきやるもんに関しては手放しているじゃないですか。そういう考えも必要じゃないかと。

そういうことをしていきやったら、その他経費の中でちょっとずつここが縮小したら楽になるんじゃないかと思ったんですけど。だから、そういうものについてはどうですか、もう考えはありませんかって聞いたかったんですけど。

○副議長（曾根和仁君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さん、その他経費のほうに着目をされております。

確かに、物件費、補助費、その他ということで分類されております。健全化の対象は物件費、補助費というのは真っ先に上がってくる項目でございます。

物件費については、予算の査定の中でシーリングとかというふうな形で、事業に対しまして事業に影響のないような形でできるだけ見直しをしてもらいたいというふうなことでさせていただいています。

また、補助金につきましては、1つの補助団体だけやるとかそういうふうなことではなくて、全体にみんなで協力してやっていかざるを得ない部分もありますので、これについては以前の財政健全化のときもやったんですけども、やはり時期を見てそういうことも考えていかなければならないのかと思います。

そしてまた、財産の譲渡でございますけども、これは確かに議員さんのおっしゃるとおりで、できるだけ町も身軽になって、それがまた税金にもはね返ってまいりますので、そういうことは考えていかなければならないと思っております。

それと、町が産業振興のためにいろいろな事業をやらなければならないということもわかるんですけども、状況を十分に精査して、いろんな事業について見直しをかけていかなければならない状況かと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） この29年度の予算を見ても、町債が17億円、それに借金の返済の公債費が8億2,000万円ぐらい、真水でこの17億円というの、この中で交付税措置される分もあるから、真水でこんだけの返済じゃないんでしょうけど。

できるだけ、これ去年、ことし、大型事業がまだ続く中、ここの町債というのはふえていくでしょう、どうしても。ほんで、その何年か先に返済の要ったときにこの公債費が非常に膨らむと。そういう心配もある中で、冷蔵庫の場合は2分の1の補助金を取ってきてくれたじゃないですか、できるだけそういう有利な補助金を探し、またクリーンセンターでも交付金3分の1ぐらいなんですか、残り70%、その交付金の3分の1もその施設には宛てがえられるんやけど、どこまで周り、周辺整備に充てられるのか、周辺の整備には充てられ、また道を広げるといふのに関して多分充てられないと思うんです。そういうことも考えて、後の財源のこともよく考えて財政運営していただきたいと。

町長どうですか、財政運営は大丈夫ですか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

財政運営については、今計画的に基金の積み上げ、基金の取り崩しもその中でも出てこようかと思うんですけども、そういう中では今のところ健全にやっているとところで、あと財源確保というのは国でも財源の収入の伸びを見ますと法人税が物すごく伸びてきておると、

一般の個人の所得も伸びてあるという問題あります。うちも、多分管内で法人になったのが百何十ぐらいあるのかな、税務課のほうで把握してあると思うんですけども、それが四千何百万円しか税収がないということは、資本金に応じた全く赤字財政的な企業の実態かなと思います。

そういう中では、経済の活性ということが一番の近道なんかもわかりませんが、なかなかそういうところも浮上してこないという部分もあります。

公債費の部分については、必要に応じて最小限にとどめていくというのを原則にやっております。この事業というのは冷蔵庫の問題にしてみてもそうですけれども、有利な補助金というものを常にアンテナ張って見ながら進めてきた結果、2分の1の補助という形に変わりましたけれども、それに宛てがっていただく過疎債の部分というのがどれぐらい充当していただけるかというのは県次第でございますし、いろいろな面でクリーンセンター建設に当たっては3分の1の補助、3分の2を丸々過疎債で充当していただけるのであれば、経費としては負担が減りましょうけれども、なかなか県のほうに割り当てが60億円ぐらいということで、あとそのうち、県下で14か13が過疎指定を受けてますので、そこからいくとなかなか、うち毎年10億円以上の過疎をいただいております関係上、難しい面もございますし、その辺も含めて有利な補助ということは常々頭に入れながら財政運営を考えていきたいと。

クリーンセンターについても、附帯工事についてはなかなか本体工事の中に組み込んでいけないというのがありますし、そういう部分でも道路の部分で補助金がもらえるかももらえないかということもいろいろ検討しながら進めていかなければならないかなと。できる限り、そういう面の財政的な部分については鋭意努力しながら、我々はこれから進めていかなければならないかなと考えております。

○副議長（曾根和仁君） 質疑ありませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私、昨年この当初予算の総括のときをお願いというか指摘させていただきました、今後、需用費、役務費等削れるものは検討してくれということをお願いしたんですけども、この20ページの歳出の節別を見ますと、需用費で11.1%、役務費で13.4%の減になってます。非常にこれは評価できるものと思います。今後ともこのような形で、必要経費は必要経費として、削れるものは例年そういった形で努力していただきたいと思います。

また、今定例会を最後にして、番外席で7名の課長さんが退職されます。それらも含めて、今回の説明、予算説明を聞いておりましたら、昨日税務課長が訂正をいたしましたけども、ほかの課長さん方の説明の中でも小さな数字等々チェックしていきますと、やっぱり誤った数字を言っている課長もおります。そういったものも含めて、時間は、日にちもゆっくりありますんで、ゆっくりと説明をしていただきたいと思います。

さらに、予算に明記されていない金額、人数、パーセント等はそれこそゆっくり、こちらが控える程度にゆっくりとした説明をしていただきたいと思います。

それから、分担金なりいろんな説明の中で、前年度比ずっと同じ比、恐らく私も経験あるん

ですけれども、例年どおりの分で説明には入ると思うんですけれども、よけ変わりのないものは詳しく説明なしに簡単にやってもらったら結構だと思うんです。そのかわり、前年比と比べて大きな差のあるものに対しては、やっぱりその説明、また新規事業、今回も新規事業が幾つかある中で説明なしに飛んでいった部分もあると思います。そういったものを十分踏まえて、ゆっくりと丁寧にわかりやすく説明を求めたいと思います。

これは、総務課長答弁してもろてもうおらんのやけど、最後にまた町長、お願いします。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いろいろ答弁の内容では、我々も番外席も議員席のほうもわかり切ったある、事前配付していただいているんでわかり切ったある部分についてはできる限り省略、簡単な説明に終えて、また議員おっしゃるように大きく変わったそういう部分だけをピックアップしてという部分をこれから心がけて番外席のほうもやっていきたい、来年度に向けてそういうことも、新任課長にもそういうことは徹底させていきたいと思っております。

○副議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑なしと認め、以上で議案第2号について質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番津本君。反対。

○10番（津本・光君） 一般会計予算に対する反対討論を行います。

私、昨年の6月でも専決処分の問題、国民健康保険の問題です、事業特別会計補正予算、それと決算についての反対討論を行いました。

それは、やはり国保税の税率を上げたことによって発生した黒字分、これを含む収入増加1億5,000万円ありましたが一般会計に繰り入れられた、こういうことが反対の主な理由だったわけですが、この間も言いましたが町長の当初の公約であった町民負担は現状維持に努める、これがさらに那智勝浦町の明るい未来をつくります、こういうことで誇れるまちづくりとして子育てや高齢者支援の問題、継続を上げてまいりましたが、しかし介護保険料のみならず国保税の負担増によって町民の生活が厳しくなっているのも事実です。

多くの町民がわずかな年金で生活できない状況に追い込まれているにもかかわらず、介護保険料、国保税の値上げに追い打ちをかけられて、そして老後破産に追い込まれている町民もいる。70歳過ぎてもやっぱり仕事を探している、病気を抱えながらも仕事を探している、そういう人たちも現実におります。

国保税等の値上げの分は財政調整基金に積み上げられましたが、今後の大型事業に回されていきます。国保税だけでも黒字分、これは総務課長の答弁にもありましたが5,000万円という

ふうに言われました。しかし、その分だけでも町民に還元したとしても、1人1万円当たりの年間で還元ができていきます。

そういう方向性も見えない、前にも言いましたが低所得の人たちを苦しめ、その金額が大型事業に回っていく、こういう町政になっていきますと、明るい未来をつくるどころか暗い未来をつくることにつながっていきます。

その上に、若い人や子育て世代への、そしてその若い夫婦に対する支援の策も具体的には進んでおりません。県内で中学校給食を実施してない行政区、市では和歌山市と海南市、町ではかつらぎ町、上富田町、それで那智勝浦町、この3町だけです。

そして、大型事業へ投資をすれば、当然福祉、教育やそういうところに予算が回らなくなっていくのはもう見えています。それだけでなく、認定こども園の移転の問題やそういう話も出てこない、先ほども質問しましたが、自主防災組織への支援に至ってもやはり町が責任を持たなければならないところできていない、そういう見通しの持てない行政、その予算には夢がないことを述べて、私の反対討論とします。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第2号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第3号 平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第2、議案第3号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 議案第3号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

178ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億3,546万円と定めるものでございま

す。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

179ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1国民健康保険税から、次のページの款12諸収入まで歳入合計30億3,546万円でございます。

181ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から、次のページの款11予備費まで、次のページの歳出合計は歳入合計と同額の30億3,546万円でございます。

184ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入の款1国民健康保険税から款12諸収入まで、歳入合計は30億3,546万円で、前年度と比較しまして9,648万7,000円、3.1%の減でございます。

次の185ページをお願いいたします。

歳出の款1総務費から款11予備費まで歳出合計は歳入合計と同額でございます。歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国県支出金が7億6,596万5,000円、その他が14億7,753万円、一般財源は7億9,196万5,000円となっております。

本年の国民健康保険事業の状況につきましては、被保険者数を5,433人と見込んでおります。

前年度より477人の減少で、加入率につきましては34.9%を見込んでございます。また、本年の予算計上に当たりましては、例年同様、国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様にご意見を伺い、諮問いたしました今年度予算案につきましては、原案どおりの答申をいただいております。

186ページのほうをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額は4億2,059万5,000円で、前年度より440万5,000円の増加となっております。

節1現年度課税分につきましては、4億90万9,000円を見込んでございます。

節2滞納繰越分につきましては、1,968万6,000円を見込んでございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額は1,337万3,000円で、前年度より1,233万円の減少となっております。退職被保険者数の減が主な要因となっております。

節1現年度課税分は、1,275万3,000円で、節2滞納繰越分は62万円を見込んでございます。

一般、退職合わせまして、国民健康保険税は一番下の経費で4億3,396万8,000円で、対前年度792万5,000円、1.8%の減少となっております。

188ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金、本年度予算額4億3,467万9,000円につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため市町村保険者に対して交付されるもので、説明欄記載の一般保険医療給付費から後期高齢者支援金までに対する32%の国庫負担金でございます。

目2 高額医療費共同事業負担金、今年度予算額1,811万7,000円につきましては、1件80万円を超える医療費を対象とする高額共同事業に対するもので、高額医療費共同事業拠出金の4分の1の国庫負担金でございます。

目3 特定健康診査等負担金、本年度予算額280万8,000円につきましては、特定健康診査事業費に係る3分の1の国庫負担金でございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、本年度予算額は1億6,141万6,000円でございます。説明欄記載の普通調整交付金につきましては市町村間に生じる財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、1億6,023万4,000円を計上しています。その下の特別調整交付金につきましては、特別な事情があった場合に交付されるもので、保険事業の未受診者の勧奨等で118万2,000円を計上しております。

目2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金462万4,000円は、国民健康保険の安定的、効率的な運営を目的とした平成30年度からの県単位化に対応するための電算システム改修費用に対する補助金でございます。

次の189ページをお願いいたします。

款5 療養給付費交付金、項1 療養給費交付金、目1 療養給付費交付金、本年度予算額5,690万7,000円は、退職被保険者の療養給付費等に対する交付金で、社会保険支払基金から交付されるもので、対前年度3,947万4,000円の減となっております。退職被保険者数の減により、医療費等が減となったことによるものでございます。

款6 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金、本年度予算額6億7,874万円は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に対するもので、各保険者間の財政調整を図るためその加入率等に算定され、社会保険支払基金より交付されるものでございます。対前年度5,445万8,000円の減少で、これは前期高齢者被保険者数の減少等により1,422万円の減少と、前々年度の精算による分4,024万円が減少となったことによるものです。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,811万7,000円につきましては、国庫負担金同様、高額医療共同事業拠出金の4分の1の県負担金でございます。

目2 特定健康診査等負担金、本年度予算額280万8,000円につきましては、国庫負担金同様、特定健康診査事業に係る3分の1の県負担金でございます。

次の190ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 財政対策補助金、本年度予算額233万4,000円につきましては、重度心身障害者医療費に係る県補助金でございます。

目2 財政調整交付金、本年度予算額は1億2,106万2,000円で、説明欄記載の普通調整交付金1億867万円は国庫補助金同様、市町村間に生じる財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

特別調整交付金1,239万2,000円は、町独自のレセプト点検や医療費通知、国保税収納体制の充実強化及び特定健診受診率向上対策等の経費に対する県補助金でございます。

款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金、本年度予算額7,342万1,000円につきましては、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和することを目的として、レセプト1件80万円を超えた医療費の80万円を超える部分の59%から前期高齢者分を調整した額が国保連合会から交付されるもので、平成27年度の交付率をもとに算定した額を計上しております。

目2 保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額6億6,744万7,000円につきましては、県内の国保保険者間の平準化と保険財政の安定化を図るため、医療費80万円までに係る部分の59%から前期高齢者分を調整した額が国保連合会から交付されるものでございます。

191ページをお願いいたします。

款10 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、本年度予算額は3億5,798万4,000円で、前年度と比較して4,072万1,000円の減となっております。

節1 保険基盤安定繰入金1億5,192万1,000円につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れしました国庫負担金2,411万1,000円と、県負担金8,983万円と、町負担分3,798万円でございます。負担割合としては、保険者支援分が2分の1、県4分の1、町が4分の1、軽減分としましては県4分の3、町4分の1となっております。

節2 その他一般会計繰入金2億606万3,000円につきましては、法定内繰入分として説明欄記載の人件費から出産育児一時金まで9,580万6,000円と、法定外繰入分として前年度より1,723万7,000円減の1億1,025万7,000円を計上させていただいております。

193ページをお願いいたします。

款12 諸収入、項3 雑入、目1 雑入、本年度予算額100万円につきましては、説明欄記載の交通事故に係る第三者行為による徴収金等でございます。

194ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は4,955万円で、対前年度508万3,000円の増加で、主に委託料の増加によるものでございます。この科目には、職員4名の人件費とレセプト点検整理に当たっている臨時職員1名の賃金のほか関係事務費等を計上してございます。

節13 委託料は1,067万8,000円でございます。

次のページ、お願いいたします。

説明欄記載の上段の電算システム改修委託は691万2,000円で、前年度より518万4,000円の増加となっております。これは、制度改正に伴います国保システム改修分と国保情報集約システ

ム連携対応分の増加が要因でございます。3行目の保険事務共同処理委託328万5,000円は、レセプト電子化に伴う資格確認や帳票作成等を国保連合会へ委託しているものでございます。

節19負担金、補助及び交付金149万8,000円は、国保連合会の事務費に対する本町分として国保連合会へ負担するものでございます。

次の196ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴收费、本年度予算額は582万5,000円で、前年度より283万円の減少となっております。電算システム改修委託料の減少が主な要因でございます。

節4共済費35万4,000円と、節7賃金214万6,000円は、国保税の徴収に従事しています臨時職員1名の社会保険料と賃金でございます。

節13委託料64万円につきましては、各地区集金人に対する収納業務委託料でございます。

197ページをお願いいたします。

項3運営協議会費、目1運営協議会費22万3,000円につきましては、国民健康保険運営協議会に係る費用で、委員9名の報酬及び旅費でございます。

198ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、本年度予算額14億7,778万8,000円は、一般被保険者の医療費に係る保険者負担分で、対前年度2,512万円の減少で計上しております。対象人数は前年度より319人減の5,320人で、一般分4,237人分に対する7割の保険者負担分と、就学前及び70歳以上の分1,083人分に対する8割の保険者負担分を計上しております。

目2退職被保険者等療養給付費、本年度予算額3,628万3,000円につきましては、退職者の医療費に係る保険者負担分で、対前年度4,404万円の減で計上しております。対象人数は、前年度より158人減の113人で、7割の保険者負担分を計上しております。

目3一般被保険者療養費、本年度予算額1,257万6,000円につきましては、補装具や柔道整復、鍼灸治療等に要するもので、費用額に対する保険者負担分を計上しております。

目4退職被保険者等療養費、本年度予算額15万8,000円につきましても、目3同様、費用額に対する保険者負担分を計上しております。

目5審査手数料、本年度予算額505万9,000円につきましては、国保連合会へのレセプト審査手数料で、説明欄記載の審査手数料とレセプトシステム手数料でございます。

次の199ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、本年度予算額2億2,364万4,000円と、目2退職被保険者等高額療養費1,208万6,000円につきましては、医療費の自己負担限度額を超える部分に対し支給しているもので、それぞれ説明欄記載の1人当たり費用額を見込んで計上しております。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、本年度予算額は前年度と同額の840万円で、1件42万円の20件分を計上しております。

200ページをお願いいたします。

項4 葬祭諸費、目1 葬祭費、本年度予算額105万円につきましては、1件3万円の35件分を計上してございます。

201ページをお願いいたします。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金、本年度予算額は3億126万3,000円でございます。この支援金につきましては、後期高齢者の医療費を賄うため、国保を初め全保険者が社会保険支払基金を通じ、後期高齢者医療広域連合へ拠出するもので、保険者負担分として納付するものでございます。

款4 前期高齢者納付金、項1 前期高齢者納付金、目1 前期高齢者納付金、本年度予算額108万6,000円につきましては、前期高齢者に係る保険者の負担調整分として社会保険支払基金へ納付するものでございます。

202ページをお願いいたします。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金、本年度予算額1億1,542万2,000円は、介護保険給付費の財源を確保するもので、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の国保負担分を社会保険支払基金へ納付するものでございます。介護保険第2号被保険者の減少によるもので、前年度より803万6,000円の減で見込み計上してございます。

203ページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、本年度予算額7,247万2,000円につきましては、市町村国保財政の高額医療費の発生による影響を緩和し、保険財政の安定化と各市町村間の負担の平準化を図るため県内市町村が共同で行う事業で、1件80万円以上の医療費が対象で、算定基準に基づき国保連合会に拠出するものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額6億8,176万5,000円につきましては、目1同様、保険財政の安定化と各市町村間の負担の平準化を図るため県内市町村が共同で行う事業で、1件80万円までの医療費が対象で、算定基準に基づき国保連合会に拠出するもので、対前年度1,316万6,000円の減で計上してございます。

204ページをお願いいたします。

款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、本年度予算額2,124万9,000円は、特定健康診査と保健指導に係る費用で、40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病を予防することを目的に実施しているもので、受診者の健康増進の意識づけを図るため、平成27年度から未受診者に対する受診勧奨や各種検査項目の見直しを図るなどしていますが、今年度は健康診査受診の個人負担を免除することにより受診率の向上を図り、医療費の適正化に努めてまいります。

節13委託料1,883万3,000円につきましては、町内医療機関での個別受診、健診等、健診車による集団健診に係る健診委託費用でございます。前年度と比較しまして、296万円の増加となっております。受診者数を前年度より150人増の1,300人と見込んで計上させていただいております。

205ページをお願いいたします。

項2保健事業費、目1保健事業費、本年度予算額は749万7,000円でございます。

節8報償費50万円は、1年以上医療機関を受診しなかった方を対象に、健康優良者として表彰しております。

節13委託料は526万9,000円で、30歳代を対象とした内科健診や希望者を対象とした歯科健診、昨年度から実施しております脳ドックの委託料、また医療費適正化を目的とした診療報酬明細書点検委託及び医療費通知等の保険事務共同処理委託でございます。

206ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、本年度予算額85万円につきましては、国保資格異動や確定申告による所得変更等の場合に生じる国保税過誤納金の還付金でございます。

207ページをお願いいたします。

項2諸費、目1国県支出金返納金につきましては、精算等に係る返納金でございます。

208ページ以降は給与費明細書でございます。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 医療費の件で、かなり額が下がった分については一般被保険者ですか、ああいうところでも人数が減ったということで報告されているんですが、それ以外の要素はないものか。例えば、医療費に係る諸費を抑えるために、これは前の病院関係のところでも質問したんですが、外来患者が5,600人減ったというときに、その原因は何にありますかと聞いたときには答えていただけなかったんですが、そういうときのそういうそれとの関係はないものなのか。それが1つ。

もう一つは、205ページの保健事業費の中で報償費で健康優良家庭表彰というのがあるんですが、50万円を出てるんですが、大体どのぐらいの人数おられるものか。発言して、僕聞いてたと思うんですが、数がなかったのでお聞きしたいなと思います。

以上、2点です。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） お答えします。

医療費の関係の質問だったと思います。本年度の医療費に関しては予算でも説明させていただきましたけれども、人数の減ということで下がっております。ただ、1人当たりの医療費としましては右肩上がりに上がっているような状況で、以前とは変わりございません。

平成27年度の決算におきましては医療費は下がったというのもありましたけれども、27年度においてはデータでは1人当たりの医療費が下がっておって、平成28年、29年においては1人当たりの医療費が上がっているような状況でございます。

健康優良表彰の人数のことだと思います。500人ほどを見込んで計上させていただいており

ます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） よろしいですか。

〔10番津本・光君「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 気になりますんで、1点説明いただきたいと思います。

198ページなんですけども、この2行目の退職被保険者等療養給付費、金額も4,404万円下がってるんですけども、人数が28年度から見たら271人が113人と158人ほど下がってるんですけども、この原因というかこれはどういうことなのか、お尋ねします。

○副議長（曾根和仁君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） お答えします。

資料は持ってないんですけども、退職被保険者については毎年もう対象外になっていくということで、例年少しずつ減っていくというふうな状況でございます。資料を持っていないので、その辺、何人ずつ減っていくというのはわからないんですけども、そういうような制度になっております。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 国保会計について、反対討論とします。

これまで私も何度も言ってきたんですが、町民の生活、予想以上に厳しいものになってきているというふうに私は思います。町民負担による生活のしわ寄せ、できるだけ抑えていかなければ町民の生活は守れないということを思いますが、今年度も法定外の繰り入れについては若干減少しております。

そういう中で、国保税、これを払うことには相当の厳しい条件が、特に高齢者については入ってきておりますが、先日、私全く初対面の人から電話がありまして、消えた年金の問題について苦情を私に言いたかったわけですが、特に国保関係と年金の問題というのは割と密接につながっておりますので、紹介をさせていただきながら反対討論を行っていきたいと思います。

その方は、消えた年金問題があったとき、これは政府のほうは全て解消しますとやったんですが、全然いきませんでした。その苦情を私に訴えに来たんですが、そのこともあって彼はわ

ずかな自分の年金さえ申請していなかったです、そのことは役場にもしょっちゅう見えられて結構トラブっていたということは聞いたんですが、その方はそのわずかなもらえる年金でさえもらわなかった、もらっていない、申請しなかったというふうに言うてました。だから、家の中は、この間も行ったんですがひっくり返ってました。

その方と役場の間では恐らく食い違いがあったんだろうと思いますが、そして問題がこじれたと言うんですが、結局は解決できなかった。その後、その方は腹が立っていたんだろうと思いますけども、私が書いた年金5万円で生活できないという、町長の答弁に基づいて私のニュースで報道したところ、それを見られて、津本さんが出したこの新聞、以前の問題について聞いてほしいんやということで私に言ってきたわけです。

ここにそのときの彼の記録があるんですが、その方に非常に私、これを見てふびんを感じました。これ23枚、原稿用紙に書いてます。ほんで、いろんな食い違いがあるんですけども、もうそれは仕方ないと思います。その方に、私、そこでずっと読ませてもらってたんですが、まだこれとあと2つあったです。そやけど、これ1つだけをとりあえず言って、これについての意見を言いながら、彼は私にこう言ったんです。津本さんおおきに、これで私安心して死ぬるわって言うんです。私、思わずその人に聞いたんです、これ遺書ですかって聞いたら、それに似たようなもんやなというて言われるんです。

〔「反対討論、もうちょっと明確にしてください」と呼ぶ者あり〕

はい。

ほんで、せやから私はその方にそんなあほな死に方せんといてよと、それやったらもうこれ預かられへんでということでした。

だから、結局年金受給者の人は、やっぱり相当な生活に圧迫がかかっている、そういうことを前にも言ったわけですけども、私はそういう意味で、前回下流老人や老後破産の問題も出してきたわけですけども、多くの高齢者がこういう点を迎えているということで、この人についてはそれ以後、行ったんですが留守になっておりましたんで、後どうなったのかわかっておりません。

だから、直接町民の負担につながっていく、そして地域の経済の落ち込みにもつながっていく、その上に今消費税増税がされてませんけども、こういったことが10%に上がるようになってくればたちまち生活は厳しくなっていきます。

そういうことを認識しながら、見えない予算案については私としては賛成はできませんということで、反対討論とします。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第3号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時35分 休憩

14時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第4号 平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第3、議案第4号平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 議案第4号平成29年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

215ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,224万8,000円と定めるものがございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものがございます。

216ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料から款4諸収入まで、歳入合計は4億4,224万8,000円でございます。

217ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款4予備費まで歳出合計は歳入合計と同額の4億4,224万8,000円でございます。

218ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入の款1後期高齢者医療保険料から款4諸収入まで歳入合計は4億4,224万8,000円で、前年度と比較しまして921万7,000円、2.1%の増でございます。

219ページをお願いいたします。

歳出の款1総務費から款4予備費まで歳出合計は歳入合計と同額でございます。本年度の後期高齢者医療事業の状況につきましては、被保険者数を3,341人、加入率20.9%を見込んでいます。

220ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、本年度予算額は1億5,096万2,000円でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、個人の所得情報等に基づき和歌山県後期高齢者医療広域連合で賦課額を算定し、各市町村に通知されます。

節1現年度分特別徴収保険料は9,217万6,000円、節2現年度分普通徴収保険料は5,792万8,000円、節3滞納繰越分は85万8,000円を計上させていただいております。

221ページをお願いいたします。

款3繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額は2億9,106万6,000円で、節1事務費繰入金946万9,000円は広域連合特別会計の賦課等に係る事務費で、広域連合への納付分として一般会計から繰り入れするものでございます。

節2保険基盤安定繰入金7,325万2,000円につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れる県4分の3の保険基盤安定制度負担金5,493万9,000円と4分の1の町負担分1,831万3,000円を、広域連合への納付分として一般会計から繰り入れするものでございます。

節3療養給付費繰入金2億547万7,000円につきましては、医療費に対する12分の1の町負担で、平成28年度分を基礎に広域連合において算出された額を一般会計から繰り入れするものでございます。

節4その他一般会計繰入金286万8,000円は、本町の後期高齢者医療事務に要する一般管理費及び徴収費に係る分を一般会計から繰り入れするものでございます。

223ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、本年度予算額171万1,000円は、保険証や各種通知書の郵送料等、本特別会計の事務費でございます。

項2徴収費、目1徴収費、本年度予算額は102万7,000円で、主なものといたしましては、節11需用費で封筒や納付書等の印刷代、節12役務費で納税通知書等の郵送料、節13委託料で普通徴収保険料の収納業務に対する委託料でございます。

224ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額4億3,916万円は、後期高齢者医療保険料1億96万2,000円と、一般会計から繰り入れる事務費繰

入金946万9,000円、保険基盤安定繰入金7,325万2,000円及び療養給付費繰入金2億547万7,000円を広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、目1償還金及び還付加算金、本年度予算額は25万円で、過誤納金還付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第5号 平成29年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第5号平成29年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 226ページをお願いいたします。

議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号平成29年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算。

平成29年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ138万5,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。歳入の款1繰入金から款3諸収入まで歳入合計138万5,000円でございます。

次のページの歳出につきましても、歳入合計と同額でございます。

229ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、229ページの歳入及び230ページの歳出につきまして、それぞれ138万5,000円をお願いするものでございます。

231ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

中段の款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節区分1繰越金6万3,000円につきましては、前年度の繰越金でございます。

下段の款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅地資金貸付金元利収入、節区分1住宅地資金貸付金元利収入132万1,000円につきましては、利用者から町への貸付金の償還金でございます。現年度分元金、利子分、計81万3,000円と滞納繰越分が50万8,000円と見込んでございます。

232ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子、合計138万5,000円につきましては、いずれも国費4件、県費2件の計6件の起債償還に対するものでございます。

233ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度中、元金償還見込み額131万3,000円に対し、当該年度末現在高見込み額は67万8,000円となります。なお、償還最終年度は平成30年度となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第6号 平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第5、議案第6号平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第6号平成29年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計について御説明申し上げます。

235ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ856万7,000円とするものです。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

236ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算ですが、このページの歳入、次のページの歳出ともに本年度予算額は856万7,000円でございます。

240ページをお願いします。

予算に関する説明書の2、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入800万円につきましては、財団法人和歌山県交通安全協会への那智勝浦自動車教習所用地として貸し付けているものでございます。

目2利子及び配当金56万7,000円は、土地開発基金の利子を見込んでおります。

下のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費856万7,000円は、財産貸付収入及び基金利子を土地開発基金に繰り出しし、積み立てるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第7号 平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第7号平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計について御説明申し上げます。

243ページをお願いいたします。

議案第7号平成29年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ523万4,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算ですが、このページの歳入と次のページの歳出ともに本年度予算額は523万4,000円でございます。

248ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、2、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金9万7,000円は、奨学基金積立金に対する利子でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金18万5,000円は、奨学基金の取り崩しを予定するものであります。

次のページをお願いします。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入495万円は、貸与者延べ32人からの償還金を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万4,000円のうち、節1報酬1万4,000円、節9旅費4,000円、節11需用費4万5,000円、節12役務費1万円の合計額7万3,000円は、奨学金を貸与するための選考委員会委員報酬を初めとした事務費等でございます。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費516万円は、対前年比60万円の増額となっております。これは27年度まで貸与を受けていた大学4年生6名が卒業するためです。平成29年度は新規の借り入れ申込者、高校生5名、大学生5名を見込み、平成27年度生から平成28年度生までの高校等課程の3名と大学等課程の4名、計17名に貸与するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第7、議案第8号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

252ページをお願いいたします。

議案第8号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ4,078万8,000円と定めるものでございます。

253ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金から款4繰入金までの歳入合計は4,078万8,000円でございます。

254ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費及び款2公債費の歳出総額は歳入と同額の4,078万8,000円でございます。

255ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入でございます。

款4繰入金につきましては、本年度予算額3,723万円、前年度予算額3,708万4,000円で、14万6,000円の増となっております。歳入合計は4,078万8,000円でございます。

256ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費におきましては、本年度予算額2,134万9,000円、前年度予算額2,120万2,000円で、14万7,000円の増となっております。公債費につきましては、1,000円の減となっております。歳出合計は歳入合計と同額の4,078万8,000円でございます。

257ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道費分担金、節1受益者分担金57万円につきましては、3戸分を予定いたしております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料290万5,000円につきましては、家事用60戸、業務用5戸となっております。

目2量水器使用料6万3,000円につきましては、口径13ミリから75ミリの量水器の使用料でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入2万円につきましては、浄化センター内にソフトバンク携帯基地局の用地を貸しているものでございます。

258ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金3,723万円は、前年度に比べまして14万6,000円の増となっております。

259ページ、260ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,134万9,000円をお願いするものでございます。

節2から節4共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

節11需用費628万2,000円の主なものといたしましては、光熱水費117万6,000円で、電気使用

料及び水道使用料でございます。修繕料は479万1,000円で、主な修繕といたしましてはマンホールのかさ上げ、非常用予備発電装置用蓄電池の取りかえ、余剰汚泥引き抜き弁等の修繕となっております。これは施設の延命化のための計画修繕でございます。

節13委託料834万9,000円は、説明欄記載の維持管理設備点検委託から那智山浄化槽センター維持管理業務委託に係るもので、前年度より19万8,000円の減となっております。

節18備品購入費15万8,000円につきましては、量水器の購入に係るものでございます。

款2公債費につきましては、目1元金、目2利子を合わせまして1,943万9,000円で、元金13件、利子も同じく13件でございます。

261ページから265ページまでは、給与費明細書でございます。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

266ページをお願いいたします。

266ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第9号 平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第9号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第9号について御説明申し上げます。

268ページをお願いいたします。

議案第9号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算。

平成29年度那智勝浦町の介護保険事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,129万7,000円と定めるものでございます。

269ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1介護保険料から次のページの款9諸収入まで、歳入合計21億3,129万7,000円でございます。

271ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款4諸支出金まで、次のページの歳出合計額、歳入合計と同額の21億3,129万7,000円でございます。

273ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、273ページの歳入、274ページの歳出、それぞれ21億3,129万7,000円をお願いするものでございます。

275ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料3億8,752万6,000円につきましては、65歳以上の方の保険料でございます。

節区分1現年度分特別徴収保険料3億6,243万4,000円につきましては、老齢年金が18万円以上の方から年金受給時に差し引かれるものでございまして、被保険者数5,800名分を計上いたしてございます。

節区分2現年度分普通徴収保険料2,409万2,000円につきましては、老齢年金が18万円未満の方及び年度途中本町に転入された方並びに年度途中満65歳を迎えられた方からの普通徴収に係る保険料で、被保険者数410名分を予定してございます。

節区分3滞納繰越分100万円につきましては、1月現在の滞納額の10%を計上いたしてございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、2万円を計上いたしてございます。

目2介護予防計画作成手数料1,521万2,000円につきましては、包括支援センターで作成している介護予防計画作成料収入を計上するものでございます。3,440件分を見込んでございます。

276ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金 3億4,934万7,000円につきましては、保険給付額の居宅等標準給付費見込み額の20%分、施設等標準給付費見込み額の15%分で国の負担金でございます。

款3 国庫支出金、項2 国庫負担金、目1 調整交付金 1億5,444万円につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、保険給付費見込み額の8%相当分でございます。

目2 地域支援事業交付金3,255万9,000円につきましては、介護予防事業費としての実施分に加えまして、平成29年度から開始いたします介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の負担分でございます。

節区分1 地域支援事業介護予防交付金1,429万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業の25%相当分でございます。

節区分2 地域支援事業包括的支援事業等交付金1,826万円は、包括的支援事業の39%相当分でございます。

目3 介護保険事業費補助金324万円は、平成30年度に向けての介護保険法等の改正に係るシステム改修費用の2分の1の補助金でございます。

277ページをお願いいたします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金 5億5,655万8,000円につきましては、第2号被保険者である40歳から64歳の方の保険料でございまして、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、保険給付費の28%相当分でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金 2億7,806万8,000円につきましては、介護給付費の居宅給付費見込み額の12.5%分、施設サービス給付見込み額の17.5%で、県の負担分でございます。

278ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金1,627万9,000円でございますが、節区分1 地域支援事業介護予防交付金714万9,000円は、国費に連動する介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分でございます。

節区分2 地域支援事業包括的支援事業等交付金913万円につきましても、国費に連動いたします包括的支援事業費等の19.5%相当分でございます。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金10万円は、介護給付費準備基金利子でございます。

279ページをお願いいたします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は3億3,794万5,000円でございます。

節区分1 介護給付費繰入金 2億6,280万9,000円につきましては、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%分の町の負担分と、包括的支援事業費の19.5%の町の負担額でございます。

節区分2 その他一般会計繰入金7,513万6,000円につきましては、職員給与費6名ほか事務費に係る介護保険事務関係経費に関する一般会計からの繰入金でございます。

281ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費5,781万円は、職員6名の給与費等を初めとする介護保険事業の運営に係る職員給与等、事務経費に係るものでございます。2,074万8,000円の増額となっております。

節区分2 給料、節区分3 職員手当等、節区分4 共済費等の人件費関係で、人事異動及び人事配置の変更により、2名の増員により1,781万4,000円の増額となっております。

節区分13委託料1,017万6,000円でございますが、説明欄3行目の介護保険システム改修委託648万円及び一番下でございます介護保険事業計画策定委託330万円につきましては、平成29年度におきまして、平成30年度から32年度までの3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定する必要があり、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け介護保険制度の転換が予想され、大幅な改正が必要となることを見込んでいることから、国の2分の1の補助を受けシステム改修費の増額を見込んでおり、また3年に1度の計画策定に向けて、その委託料をお願いするものでございます。

282ページをお願いいたします。

節区分25積立金287万2,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金として本会計の安定を図るために積み立てするものでございます。

283ページをお願いいたします。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費219万円でございますが、この科目は介護保険料の賦課徴収に係る経費でございまして、納付書、督促状等の印刷、通信運搬費等が主なものでございます。

節区分9 旅費につきましては、担当職員の普通旅費でございます。

節区分11 需用費でございますが、主なものは保険料に係る納付書、督促状、催告等、各種通知書等の印刷等の諸経費に係るものでございます。

節区分12 役務費141万3,000円でございますが、説明欄の通信運搬費につきましては、保険料納付書、督促状ほか各種通知書等の送付に係る郵便料が主なものでございます。

節区分13 委託料16万9,000円につきましては、各地区の集金をお願いしている方への介護保険料収納業務委託費及び介護保険料賦課支援業務委託費でございます。

284ページをお願いいたします。

款1 総務費、項3 認定調査費、目1 認定調査費1,831万4,000円でございますが、この科目は介護認定申請に基づく介護認定訪問調査等に関する経費でございます。訪問調査につきましては、隔日勤務を含む5名の専従職員でこれに当たってございます。

節区分4 共済費99万7,000円及び節区分7 賃金につきましては、訪問調査を担当する臨時職員4名分の人件費でございます。

節区分12役務費813万5,000円でございますが、説明欄記載の手数料の主治医意見書作成手数料及び判断料が主なものでございます。

節区分13委託料9万8,000円につきましては、遠方の施設へ入所されている方の認定調査委託費で、30件を見込んでございます。

285ページをお願いいたします。

款2保険給付費でございます。目1居宅介護サービス給付費11億4,724万9,000円につきましては、前年度と比べ847万6,000円、0.73%の減となっております。

節区分19負担金、補助及び交付金、説明欄記載の居宅介護サービス給付費5億9,553万3,000円は、ホームヘルパー、デイサービス等による介護に給付するものでございます。3,134万円の減額となっておりますが、通所介護における18人以下の小規模事業所についての区分が地域密着型へとなったことによるものでございます。5行目の地域密着型介護サービス給付費が、その分増額となっております。

居宅介護福祉用具購入費は90件、居宅介護住宅改修費は90件を見込んでございます。居宅介護サービス計画給付費7,422万円は、介護1から5の方のケアプラン作成に給付するもので、延べ5,600件を見込んでございます。地域密着型介護サービス給付費3億6,549万円は、住みなれた地域を離れずに生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスを提供するものでございます。年間延べ2,600件を見込んでございます。小規模な通所介護事業所が居宅介護サービス給付費から移行した関係で増額となっております。

介護予防サービス給付費7,591万7,000円は、介護予防、訪問介護、通所介護等、要支援1、2の方に提供される在宅サービスで、延べ3,900件を予定してございます。介護予防サービスにおける訪問介護及び通所介護につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業へと振りかわることにより減額となっております。

地域密着型介護予防サービス給付費887万5,000円は83件見込んでございます。介護予防福祉用具購入費161万1,000円は、入浴用の椅子、腰かけ便座等の福祉用具購入の補助を行ってございます。40件を見込んでございます。介護予防住宅改修費763万7,000円は50件の予定で、段差解消、手すり等の改修費の補助を行うものでございます。

介護予防サービス計画給付費838万5,000円は、予防のためのケアプラン作成に給付するものでございます。介護予防サービスにおける訪問介護及び通所介護につきましては、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ振りかわることにより、減額となっております。

特定入所者支援サービス費29万1,000円につきましては、施設サービスの居住費と食費が全額自己負担となりますが、所得の低い方は居住費と食費の利用者負担に上限額が設定されます。これにより所得の低い方は負担限度額までの支払いとなり、残りは特定入所者支援サービス費として事業者を支払われます。年間27件を見込んでございます。

続きまして、目2施設介護サービス給付費7億3,263万9,000円につきましては、前年度と比べ140万5,000円の増額となっております。この給付費につきましては、介護老人福祉施設入所に係る給付費を見込んでございます。

節区分19負担金、補助及び交付金で、説明欄記載の特定入所者介護サービス費9,588万9,000円は、町民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときやショートステイを利用したとき、食費、居住費の利用負担は所得に応じた一定額となり、負担の軽減が図られるものでございます。延べ3,000件を見込んでございます。施設介護サービス給付費6億3,675万円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険施設の入所サービスに係る給付費でございます。延べ2,700件を予定してございます。

続きまして、目3審査支払手数料168万3,000円につきましては節区分13委託料で、介護保険給付費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費でございます。

286ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費1,759万6,000円及び目2高額施設介護サービス費2,534万5,000円の計4,294万1,000円につきましては、医療保険同様、1カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額上限額を控除して、超えた額を高額サービス費として支給するものでございます。

款2保険給付費、項3高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費600万円につきましては、介護保険及び医療保険の自己負担額を合算して、年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として超えた部分が支給されるものでございます。

287ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1地域支援事業管理費、目1一般管理費292万円でございますが、この科目は地域包括支援センターの運営に係る介護保険システム借上料などの一般管理費でございます。

節区分8報償費13万6,000円につきましては、地域ケア会議において講師をお願いする医師等への謝金を計上いたしてございます。

節区分13委託料70万5,000円につきましては説明欄記載の委託料で、介護予防サービス計画作成委託につきましては、遠方での利用者の介護予防サービス計画の作成を委託するものでございます。電算システム保守点検委託につきましては、地域包括支援センター電算システム保守点検委託料でございます。

節区分14使用料及び賃借料134万6,000円につきましては、地域支援事業に係る介護予防地域支援事業システム等の借上料でございます。

節区分19負担金、補助及び交付金30万円でございますが、町内の介護職員数の不足から、介護職員初任者研修受講補助として10名分を計上し、資格取得の助成により人材確保に努めるものでございます。

288ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項2介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、介護保険法の改正に伴い、介護予防給付費のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施するこ

とができる介護予防・日常生活支援総合事業に変わります。市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加し多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものでございます。本町におきましては、平成29年度から開始いたします。

対象者は、制度改正前の要支援者に相当する方に加え、基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方がこの事業の対象となるものでございます。

目1 介護予防・生活支援サービス事業費6,037万3,000円でございますが、節区分19負担金、補助及び交付金で説明欄記載の訪問型サービス費3,139万4,000円は、現行の介護予防における訪問介護の給付に相当するものでございます。訪問型サービスには、現行の訪問介護予防に相当するもののほかに4種類の区分のサービスがございますが、本町では現行相当の訪問型サービスから始め、今後ほかのサービスについても検討していく予定でございます。

通所型サービス費1,942万2,000円につきましては、現行の介護予防における通所介護の給付に相当するものでございます。通所型サービスには、現行の通所介護に相当するもののほかに3種類の区分のサービスがございますが、訪問型サービスと同様に現行相当の通所型サービスから始め、今後ほかのサービスについて検討していく予定でございます。

介護予防ケアマネジメント費955万7,000円につきましては、総合事業において保険給付費の介護予防サービス計画給付費に相当するものでございます。総合事業では、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防、生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。

目2 審査手数料につきましては、節区分13委託料で16万5,000円を計上してございます。備考欄に記載のとおり、日常生活支援総合事業サービス費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費でございます。

目3 一般介護予防事業477万7,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費に組み入れておりますが、従前から実施しております介護予防事業費でございます。

節区分8報償費27万6,000円につきましては、各種教室及び講習会などの報償費でございます。

節13委託料280万4,000円でございますが、説明欄記載の生活機能評価委託は予防事業をリストアップして特定高齢者を見つけ出す事業で、医師会へ委託するものでございます。

通所型介護予防事業委託につきましては、施設に通所し、介護予防のために運動機能向上トレーニングを行うもので、月10名、延べ120名分を計上いたしてございます。訪問型介護予防事業委託につきましては、特定高齢者の方に口腔機能向上や介護予防サービス支援などを行うために20名の方の分を計上いたしてございます。地域介護予防活動支援事業委託につきましては、施設に通所し、介護予防のために運動機能向上トレーニング、閉じこもり予防事業を行うもので、延べ2,424件分を見込んでございます。

節区分19負担金、補助及び交付金150万円につきましては、地域介護予防活動支援事業費と

して、介護予防に資する住民運営の通いの場づくりを継続的に運営する団体に対し支援するものであり、現在NPO太田の郷の活動が対象となります。支援といたしまして、利用者1人当たり1,000円で月125人、年間1,500人の利用を見込んでございます。

当初の計画におきましては、介護予防事業生活支援サービス事業費の通所型サービス費において給付を考えておりましたが、自立の方へのサービスも適用するために、総合事業の中の一般介護予防支援事業費として実施するものといたしました。

なお、財源につきましては保険給付費と変わりございません。

289ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費5,393万2,000円でございますが、地域のお年寄りが住みなれた地域で安心して生活していただけるよう、介護支援専門員等による介護予防サービス、総合相談支援等を行う各相談事業を行うための費用及び地域包括支援センター職員出向に係る費用でございます。

節区分12役務費38万9,000円につきましては、手数料として公用車車検に伴う手数料、成年後見人申立手数料と、また保険料として公用車に係る自動車損害賠償共済、自賠責保険でございます。

節区分13委託料944万9,000円につきましては、地域自立生活支援事業委託で、介護保険認定者などの配食サービス等支援延べ1万8,000食、生活支援事業延べ576回ほか高齢者実態把握事業を計上させていただいております。

節区分18備品購入費83万円につきましては、地域包括支援センター用の軽自動車1台の購入をお願いするものでございます。包括支援センター職員については、1名増員の9人体制となりますが、公用車については現在6台で運用しているため業務に支障が出ると考え、1台追加をお願いするものでございます。

節区分19負担金、補助及び交付金4,117万8,000円でございますが、説明欄の町社会福祉協議会補助金4,062万6,000円につきましては、地域包括支援センター事業にかかわる派遣職員に対する人件費8名分の補助金でございます。平成29年度より新たに介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたしますが、地域包括支援センターに係る介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせることとなります。介護認定を受けていない方に対しましては、基本チェックを行う業務が必要となります。また、平成30年度までに全市町村において認知症初期集中支援チームの設置が求められており、その準備等を含め、本事業を担う地域包括支援センターの職員を1名増員するため、増額をお願いいたしております。

福祉用具購入事業につきましては、4件分を計上いたしております。成年後見人等助成金33万6,000円につきましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度で、家庭裁判所において選任された成年後見人等に対する助成でございます。

節区分20扶助費140万円につきましては、家族介護用品給付費として、紙おむつ60名分を給

付予定としてございます。

290ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項4介護予防事業費、目1介護予防事業費でございますが、項2介護予防・日常生活支援総合事業に事業転換をいたしてございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節区分23償還金、利子及び割引料30万円は、過誤納金還付金として計上させていただいてございます。

291ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金及び目2支払基金交付金返納金につきましては、科目の設定でございます。

292ページからは給与費明細書でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第10号平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第10号について御説明申し上げます。

298ページをお願いいたします。

議案第10号平成29年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ694万4,000円と定めるものでございます。

本事業は、平成14年度から開始しております通所介護施設デイサービスセンターゆうゆうに係る事業でございます。運営は、平成28年度から那智勝浦町社会福祉協議会が指定管理者となつてございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入の款1繰入金と款2諸収入で、歳入合計694万4,000円でございます。

次のページの歳出につきましても、款1総務費から款3諸支出金までで歳入合計と同額でございます。

301ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、301ページの歳入、302ページの歳出、それぞれ694万4,000円をお願いするものでございます。

303ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金434万4,000円につきましては、施設建設に伴う起債償還元金2件と利子2件分並びに施設修繕費等に対して一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

款2諸収入、項1雑入、目1雑入、節区分1雑入260万円につきましては、事業受託者からの施設維持協力金でございます。

304ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費50万円につきましては節区分11需用費で、施設建設後15年余り経過し、修繕がふえてきていることから、それに備えて修繕料をお願いするものでございます。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節区分23償還元金、利子及び割引料359万1,000円につきましては、施設建設に伴う起債2件分に対する起債償還元金でございます。

目2利子、節区分23償還元金、利子及び割引料25万3,000円につきましては、起債償還利子でございます。

305ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節区分28繰出金260万円につきまして

は、事業受託者から徴収する施設維持協力金を一般会計へ繰り出すものでございます。

306ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度中、元金償還見込み額359万1,000円に対し、当該年度末現在高見込み額は1,236万6,000円となります。なお、償還最終年度は平成33年度となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第11号 平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第10、議案第11号平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第11号について御説明申し上げます。

308ページをお願いいたします。

議案第11号平成29年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341万6,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入の款1分担金及び負担金と款2繰入金で、歳入合計341万6,000円でございます。

次のページの歳出につきましても、歳入合計と同額でございます。

311ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、311ページの歳入、312ページの歳出、それぞれ341万6,000円をお願いするものでございます。

313ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節区分1介護認定審査会共同設置費負担金120万3,000円につきましては、介護認定審査会共同設置に係る太地町の負担金で、負担割合は均等割40%、人口割35%、財政割25%で、太地町の持ち分は35.22%でございます。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金221万3,000円につきましては、共同設置に係る本町の負担分で、本町の持ち分は64.78%でございます。

314ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1介護認定審査会費341万6,000円でございますが、本事業は介護保険事業に伴う被保険者認定業務を太地町と共同設置するもので、その審査会委員の報酬が主な経費となっております。審査会の状況につきましては、審査会委員16名を保健・福祉・医療の分野に4名ずつ、4合議体で運営し、1つの合議体は週に1回開催され、各委員につきましては月に1回出席いただいております。29年度の審査会の開催予定回数は48回、審査件数は1回当たり40件の新規、変更、更新合わせて年間1,920件を見込んでございます。

なお、平成27年度末現在の太地町の認定者数は1,285人で、第1号被保険者数6,416人の認定率は20.0%となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第12号 平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算

○副議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第12号平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第12号について御説明いたします。

316ページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町の勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,972万5,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入は、款1 使用料及び手数料から款2 財産収入まで、歳入総額1,972万5,000円でございます。

次のページ、歳出につきましても歳入と同額でございます。

319ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、319ページの歳入、320ページの歳出、それぞれ1,972万5,000円をお願いするものでございます。

321ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、節1 市場施設使用料の1,950万円につきましては、年間水揚げ高を65億円と見込み、0.3%の手数料を計上してございます。なお、28年4月から29年2月までの水揚げ実績につきましては、61億6,192万円となっております。

款2 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金の22万5,000円につきましては、説明欄記載の基金の利子を受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の1,972万5,000円につきましては、会議等へ

の旅費 7 万 2,000 円、施設の維持修繕料 592 万 8,000 円と基金積立金 1,372 万 5,000 円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

8 番引地君。

○8 番（引地稔治君） 施設修繕料 592 万 8,000 円ですね、これどのような修繕をするのか。ほんでまた、もらえるお金というか維持管理に係るんやからええっちゃええんですけど、これ県漁連さん、多分ことし収益何千万円もあると僕思います。もしかしたら 1 年間に 1 億円近い黒字を上げるかもわからん。その中で、これぐらいの修繕費、修繕費全部うち見やいでもええ、ほんでこれ修繕するやつ全部うちが負担なのか、県漁連もちつとは出してくれてあるのか。五百九十何万円あるやろ、これが総工事の費用なのか、もっと 2,000 万円ぐらいの工事が要って、県漁連がほか出しているのか、うちだけなのか。済みません。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

予算の金額につきましては、あくまでも年間の通常の修繕料を計上させていただいてございます。

そしてまた、26 年、7 年度のデータを見てみますと、通常の修繕料で 400 万円から 500 万円ほどかかってございます。そして、県漁連さんのほうも軽微な修繕等々にはこの費用を使わずに県漁連さんのほうでやっていただいております、少し大き目の修繕になりますと、こちらのほうと相談いたしまして、2 分の 1 ずつでありますとかそういうふうなことで修繕を行っておるところでございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 8 番引地君。

○8 番（引地稔治君） そしたら、これといった修繕じゃなしに、予算こっだけ取っとくと。十分県漁連さん余裕があって黒字が上げれると思うさかい、こんなやつに対しても交渉したらええんですから。何も言われるままにすることないです、交渉してちょっとでも、赤字出しやるとこに出せとは言いませんけど、十分利益を上げやるところやから、もっと協力してくれって言うたらええんです。お願いします。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議員おっしゃいますとおり、県漁連さんとも町と相談しつつ修繕料のほうは使わせていただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 12 番東君。

○12 番（東 信介君） 先ほどの 8 番議員さんの関連なんですけど、これから先にやっぱり施設を維持していく上では衛生型とかいろいろ検討していかなあかんので、県漁連のほうにもある程度出していただく、今ぐらいから交渉していかんかったら、その施設もあんたんとも利益

上がってあるんやから、こっちで出さないよということじゃなしに、こっちで出すんやったら賦金の0.3%を0.4とかそういう交渉もある程度今からしていったほうが、これからすぐ衛生型とかということを検討していかなあかんようになってくると思うんで、またその辺も検討していただけますか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

市場の使用料につきましては0.3%ということしておりますけども、この先衛生管理型の修繕でありますとかかなりの費用が要ってくると思います。そういった中で現状、県漁連さんのほうの利益につきましては、そちらの施設の建設の積立金という形で積んでいただく予定でございますので、それとうちの基金、合わせてやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時04分 延会